会期日程表	1
陳情文書表	2
第 1 号(9月10日)	
開会、散会の日時	3
出席議員	
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	- 3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
承認第5号の上程、説明	··· 7
同意第5号の上程、説明	8
議案第27号の上程、説明	8
議案第28号の上程、説明	9
議案第29号の上程、説明	10
議案第30号の上程、説明	- 11
議案第31号の上程、説明	12
議案第32号の上程、説明	12
議案第33号の上程、説明	- 13
認定第1号の上程、説明	- 13
認定第2号の上程、説明	- 15
認定第3号の上程、説明	16
認定第4号の上程、説明	17
認定第5号の上程、説明	18
認定第6号の上程、説明	19
報告第9号の上程、報告	19
報告第10号の上程、報告	19
報告第11号の上程、報告	- 20
散会の宣告	20

## 第 2 号 (9月13日)

開議、散会の日時	21
出席議員	21
欠席議員	21
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	21
事務局出席者	21
議事日程	22
開議の宣告	23
一般質問	23
大 城 邦 彦 議員	23
大 城 佐 一 議員	2E
宮 城 良 治 議員	38
大 山 美佐子 議員	36
安 里 重 和 議員	38
吉 浜	44
宮 城 貢 議員	51
散会の宣告	56
第 3 号(9月14日)	
開議、散会の日時	57
出席議員	57
欠席議員	
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	57
事務局出席者	
議事日程	58
開議の宣告	
承認第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	
同意第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	
議案第27号の質疑、委員会付託	
議案第28号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	
議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	
議案第30号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	
議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	
議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	
議案第33号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	
認定第1号の質疑、次算審査特別委員会の設置、委員会付託	
認定第2号の質疑、次算審査特別委員会の設置、委員会付託	
即化刈りり、以見枕、八升田且川川女只石、以田、女只石门に	00

認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	68
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	69
報告第12号の上程、報告	69
諸般の報告	71
散会の宣告	71
第 4 号(9月17日)	
開議、閉会の日時	73
出席議員	73
欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	73
事務局出席者	73
議事日程	74
開議の宣告	75
議案第27号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	75
議案第29号及び議案第31号~議案第32号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	76
議案第28号、認定第1号~認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	78
意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	84
意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	
意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	87
意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	89
意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	92
閉会の宣告	94
署名議員	94

# 令和3年第6回定例会会議録 (会期日程表)

開会 令和3年9月10日

会期8日間

閉会 令和3年9月17日

月日	曜日	会議別	開議時間	日程
9月10日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告3件
9月11日	土	休 会		
9月12日	日	休 会		
9月13日	月	本会議	午前10時	一般質問
9月14日	火	本会議	午前10時	承認第5号質疑、委員会付託省略(即決) 同意第5号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第27号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第28号質疑、決算審查特別委員会付託 議案第29号質疑、予算審查特別委員会付託 議案第30号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第31号及び32号質疑、予算審查特別委員会付託 議案第33号質疑、委員会付託省略(即決) 認定第1号~第6号質疑、決算審查特別委員会付託 報告第12号世界自然遺産調查特別委員会報告
		委員会	午後1時30分	議案第27号経済建設常任委員会(説明~採決)
0 8 15 8	-10	委員会	午前10時	議案第29号、議案第31号~第32号予算審查特別委員会 (説明~採決)
9月15日	水	委員会	午後1時30分	議案第28号、認定第1号~第6号決算審查特別委員会 (説明~検討)終了後、現場視察
9月16日	木	委員会	午前10時	議案第28号、認定第1号~第6号決算審查特別委員会 (検討~採決)
		委員会	午後1時30分	議会基本条例調査特別委員会
9月17日	金	本会議	午後2時	議案第27号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第29号、議案第31号~第32号予算審査特別委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 議案第28号、認定第1号~第6号決算審査特別委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 意見長報告、質疑、討論、表決 意見案等の処理(閉会)

会期日数 8日間 本会議日数 4日間 委員会日数 3日間 休会日数 2日間

# 陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件名	陳情者氏名	付託委員会
9	令和3年6月14日	コロナ禍のもと、児童・生 徒(学生)の健康と学習権 が守られるために、生理用 品の配布と相談環境の整備 を求めます	新日本婦人の会 沖縄県本部 会長 久手堅 幸子	議員配布
10	令和3年6月22日	辺野古新基地建設の中止と、 普天間基地の沖縄県外・国 外移転について国民的議論 を行い、憲法に基づき公正 かつ民主的に解決するべき とする意見書の採択を求め る陳情	「新しい提案」実行委員会 責任者 安里 長従 全国青年司法書士協議会 会長 阿部 健太郎	議員配布
11	令和3年7月20日	「核兵器禁止条約への政府 の署名と国会の批准を求め る意見書」を国の機関に提 出することを求める陳情	沖縄平和運動センター 議長 山城 博治	議員配布
12	令和3年8月10日	コロナ禍のもとで子どもた ちおよび女性の健康と学習 権が守るため、学校等公的 施設のトイレに生理用品を 配備し、その予算化を求め る要請	新日本婦人の会 沖縄県本部 会長 久手堅 幸子	議員配布
13	令和3年8月10日	インボイス制度(適格請求 書等保存方式)の導入中止 を求める陳情書	沖縄県商工団体連合会 会長 村濱 興建	議員配布
14	令和3年8月20日	公営住宅の入居に保証人を 不要とする条例改正等を求 める陳情書	沖縄県司法書士会 会長 中村 敦	議員配布
15	令和3年8月30日	「重要施設周辺及び国境離 島等における土地等の利用 状況の調査及び利用の規制 等に関する法律」の即時廃 止と臨時的対応を求める陳 情書	土地規制法の廃止を求める沖縄県民有志の会共同代表:仲松典子、 与那覇恵子、仲松正人、 真喜志好一、桜井国俊	議員配布

#### 令和3年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和3年9月10日

- 1. 開会、散会の日時
  - 開 会(令和3年9月10日 午前10時00分)
  - 散 会(令和3年9月10日 午前11時07分)
- 2. 出席議員 (9名)
  - 1番議員 大城佐一 6番議員 大城邦彦
  - 3番議員 仲井間 宗 利 7番議員 宮 城 貢
  - 4番議員 友 寄 景 善 8番議員 吉 浜 覚
  - 5番議員 大山美佐子 9番議員 安里重和
    - 10番議員 平良嗣男

- 3. 欠席議員(1名)
  - 2番議員 宮城良治
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総務課長知念和史農業委員会事務局長花田義徳

財務課長 真喜志 亮 監査事務局長 大嶺 実

住民福祉課長 佐久川 紀 亮 選挙管理委員会書記長 知 念 和 史

産業振興課長 花 田 義 徳

建設環境課長 新城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

- 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。
  - 事務局長大嶺 実 主 任 前田 望

## 6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例)	提案説明
6	同 意 第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	提案説明
7	議 案 第 2 7 号	令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について	提案説明
8	議 案 第 2 8 号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について	提案説明
9	議 案 第 2 9 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	提案説明
10	議 案 第 3 0 号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2 号)	提案説明
11	議 案 第 3 1 号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号)	提案説明
12	議 案 第32号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	提案説明
13	議 案 第 3 3 号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)	提案説明
14	認 定第 1 号	令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
15	認 定 第 2 号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	提案説明
16	認 定第 3 号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	提案説明
17	認 定 第 4 号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	提案説明
18	認 定 第 5 号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	提案説明
19	認 定 第 6 号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘	要
20	報告第9号	令和2年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について	報	告
21	報 告 第 1 0 号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率について	報	告
22	報 告	令和2年度決算に基づく資金不足比率について	報	告

#### ◎開会及び開議の宣告

O 議長(平良嗣男) 起立、礼、着席。おはようございます。 ただいまから令和3年第6回大宜味村議会定例会を開会します。 本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎会議録署名議員の指名

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 宮城良治議員及び3番 仲 井間宗利議員を指名します。

#### ◎会期の決定

O 議長(平良嗣男) 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの8日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月17日までの8日間に決定しました。

#### ◎諸般の報告

O 議長(平良嗣男) 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りました とおり提出されています。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しを願いたい と思います。

これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) おはようございます。6月定例会後の行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、本村では、昨年の8月以降去る9月3日まで20名の方が感染しています。現在、中学での感染者が発生し、接触者については、PCR検査の結果全員陰性との報

告がありました。

今後、感染者を出さないために行事や事業の中止、規模縮小を行うとともに感染予防等を呼びかけていきます。

それから、コロナウイルスにより経済的影響を支援するため、国の補正予算を活用し、村民や事業所に対し、支援する為に村民1人1万円の地域振興券を村住民基本台帳に登録された方へ送付しています。 7月1日には、村商工会から地元産品の優先使用の要請がありました。

9日には、県工業連合から、県産品優先使用の要請がありました。

14日には、キリンビールより世界自然遺産応援デザイン缶の発売報告が国頭村役場でありました。 同日、村道の駅で中学生が開発した(クヮーサーCUP)商品の発表会がありました。

19日は、北部市町村と総合事務局開発建設部との行政懇談会があり村の懸案事項について要請をしました。

26日には、やんばる酒造より世界自然遺産登録記念ボトルの贈呈がありました。

同日、世界自然遺産登録の視聴会を国頭村で規模を縮小して行いました。

8月17日には、河野沖縄担当大臣・内閣府において宮地政策統括官、原沖縄振興局長、18日に沖縄振興調査会小渕優子会長にこれまでの北部振興に対するお礼と、4年度以降の北部振興事業予算の継続・ 増額と交付要件等の緩和の要請をしております。

25日には、沖縄電力と総合事務局長に対し、無電柱化と停電防止対策について要請を行いました。その他につきましてはスケジュール表を御参照お願いいたします。

なお、発注しました公共工事の入札結果表を配布しているので御参照ください。

以上で行政報告を終わります。

O 議長(平良嗣男) これで行政報告を終わります。

#### ◎承認第5号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、 同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に係る事務について、地方公共団体情報システム機構が手数料を 徴収することができることとなったため、その再交付に係る手数料に関する規定を削除するものであります。

なお、専決処分書を添付してございますので、どうぞ御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第5号の上程、説明

O 議長(平良嗣男) 日程第6 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と します。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について 大宜味村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字謝名城12番地

氏 名 宮平 和美

昭和32年10月30日生

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

令和3年11月8日付けをもって、現委員の任期が満了することに伴い、後任委員を選任する必要があるため、地方税法(昭和25年法律第226号)第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

なお、履歴書等を添付してございますので、どうぞ御参照願いたいと思います。御審議よろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第27号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第27号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第27号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の 議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和3年度 大川川護岸改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億9,250万円
- 4 契約の相手 大宜味村字喜如嘉580番地 有限会社 新栄建設

代表取締役 山口 善則

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

本件については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第6号)第2条の規定により、議会の議決が 必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 建設環境課長。

(新城 寛建設環境課長 登壇)

O 建設環境課長(新城 寛) それでは議案第27号、本事業は謝名城・喜如嘉地区の魅力ある村づくりとリンクさせた地域の活性化を図る施設として、河川の有効活用・治水安全度の向上・河川全体の自然環境再生を視野に継続事業で行っております。

今回の工事場所、昨年同様喜如嘉地内でございます。説明資料の中にも添付しておりますが、その中で主な工事として右岸側、左岸側、両方の護岸工事を行います。延長としてL=394.5m、あと落差工及び護床工、延長L=36.5mを行うものであります。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第28号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第28号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰 余金の処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第28号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について

令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議 決を求める。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

内容につきましては、次のページをお願いいたしたいと思いますけれども、決算に基づく収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分剰余金202万7,793円のうちから、特定目的の積立金である減債積立金と利益積立金に各20万円、建設改良積立金に142万8,138円、また19万9,655円を一般会計村負担金への還付として利益剰余金を、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第29号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第29号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第29号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)

令和3年度大宜味村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,599万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億752万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明をいたします。

〇 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

O 副村長(島袋幸俊) 議案第29号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)の概要を説明 します。

今回の予算の補正は、2億7,599万2,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。1ページをお願いします。

10款地方交付税1億3,698万9,000円の増額ですが、普通交付税決定に伴うものです。

14款国庫支出金378万7,000円の増額ですが、主に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付事業によるものです。

15款県支出金438万5,000円の増額ですが、主に沖縄振興公共投資交付金によるものです。

19款繰越金1億2,232万5,000円増額しています。

20款諸収入277万6,000円の増額ですが、介護保険精算償還金によるものです。

21款村債362万8,000円の増額ですが、臨時財政対策債及び公営住宅整備事業債によるものとなっております。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして、歳出の概要を説明します。予算書2ページをお開きお願いします。

職員人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

3款民生費2,080万7,000円の増額ですが、主なものとして、障害者医療費措置費や支援費などの令和 2年度国庫負担金実績に伴う返還金及び福祉拠点整備策定業務委託によるものです。 4款衛生費209万5,000円の増額ですが、主なものとして、予防費、健康管理システム制度改正対応改修委託によるものとなっております。

6 款農林水産業費693万5,000円の増額ですが、主なものとして、土地改良調査計画費変更によるものです。

8款土木費553万4,000円の増額ですが、住宅建設費、村営宮城団地実施設計業務等によるものとなっております。

予算書3ページをお開きください。

13款諸支出金1億116万3,000円の増額ですが、財政調整基金によるものです。

14款予備費 1 億4,250万4,000円の増額となっております。

以上が歳出の主な概要となっております。

4ページには債務負担行為の補正を記載しています。限度額7億8,718万7,000円から1,586万5,000円の増、8億305万2,000円となっております。

5ページには地方債の補正を記載しています。限度額 6 億4, 950万円から362万<math>8, 000円増、<math>6 億5, 312 万<math>8, 000円となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第30号の上程、説明

O 議長(平良嗣男) 日程第10 議案第30号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第30号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号) 令和3年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,526万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,574万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で本算定結果に基づく国民健康保険税341万4,000円の増、繰越金5,184万9,000円の増、歳出で諸支出金10万円の増、予備費5,516万3,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第31号の上程、説明

O 議長(平良嗣男) 日程第11 議案第31号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第31号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 令和3年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,914万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,856万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰入金984万8,000円、村債930万円、歳出で主に簡易水道一般管理費、 需用費修繕費で365万9,000円、委託費で935万円による補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、よろしく御審議のほど お願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎議案第32号の上程、説明

O 議長(平良嗣男) 日程第12 議案第32号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第32号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) 令和3年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,481万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で繰越金15万9,000円、村債300万円、歳出で公共下水道一般管理費委託料308万円、予備費に7万9,000円の補正となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で御説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第33号の上程、説明

O 議長(平良嗣男) 日程第13 議案第33号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 議案第33号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 令和3年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,822万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容といたしましては、繰越金16万1,000円を増額し、予備費に同額を増額する補正となっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第14 認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度大宜味村一般会計歳入 歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

なお、内容については、副村長のほうから説明いたします。

#### 〇 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ **副村長(島袋幸俊)** それでは、認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を説明します。

なお、内容説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に御説明いたします。

令和3年7月6日に大宜味村会計管理者から村長宛てに令和2年度一般会計及び特別会計の歳入歳出 決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、令和3年8月23日付で監査委員より一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用基金運用状況調書審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に令和2年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容を概略で説明いたします。

歳入の概要を主な款で御説明いたします。決算書1ページをお開きください。

1 款村税ですが、調定額 8 億6, 156万7, 262円に対しまして、収入済額 8 億4, 440万8, 499円となり、収納率で98%となっております。なお、不納欠損額については245万4, 068円となっております。

決算書2ページをお開きください。

13款使用料及び手数料ですが、調定額6,717万742円に対しまして、収入済額5,981万1,895円となり、収納率89%となっております。なお、不納欠損額198万2,400円は、昨年の9月定例会で債権の放棄したものです。

14款国庫支出金ですが、調定額6億7,635万6,136円に対しまして、収入済額6億2,178万4,136円となります。なお、3,399万2,000円は翌年度繰越ししております。

15款県支出金ですが、調定額6億1,221万2,795円に対しまして、収入済額5億3,864万4,915円となります。なお、7,381万8,000円は翌年度繰越ししております。

20款諸収入ですが、調定額6,970万2,607円に対しまして、収入済額6,160万7,322円となり、収納率88.4%となっております。なお、不納欠損額767万2,770円は、昨年9月の定例会で債権の放棄したものです。

決算書4ページをお開きください。次に歳出の概要を主な款でご説明いたします。

2 款総務費ですが、予算現額10億7,517万1,000円に対しまして、支出済額8億7,340万2,391円となっており、新庁舎整備事業外8件の繰越事業がありまして、執行率は81.2%となっております。

3 款民生費ですが、予算現額 5 億9,001万4,000円に対しまして、支出済額 5 億4,629万447円となっており、仮庁舎移転事業外 1 件の繰越事業がありまして、執行率が92.6%となっております。

4款衛生費ですが、予算現額 2億9,816万9,000円に対しまして、支出済額 2億8,799万8,717円となっており、新型コロナワクチン接種事業外 1 件の繰越事業がありまして、執行率は96.6%となっております。

6 款農林水産業費ですが、予算現額 2 億5,671万4,000円に対しまして、支出済額 1 億7,261万1,575円 となっており、災害に強い栽培施設の整備事業外 1 件の繰越事業がありまして、執行率は67.2%となっ ております。

7款商工費ですが、予算現額2億7,329万9,000円に対しまして、支出済額2億6,052万6,642円となっ

ており、村立芭蕉布会館トイレ増築事業の繰越事業がありまして、執行率が95.3%となっております。 8款土木費ですが、予算現額4億5,424万5,000円に対しまして、支出済額4億4,719万5,305円となっており、社会資本整備事業外1件の繰越事業がありまして、執行率が98.4%となっております。

決算書の5ページをお開きください。

10款教育費ですが、予算現額 4 億9, 235万7, 000円に対しまして、支出済額 4 億4, 829万7, 235円となっており、学校給食センター機器等整備事業外 2 件の繰越事業がありまして、執行率91. 1%となっております。

決算書66ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額44億5,017万8,845円、歳出総額41億5,348万6,618円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として7,436万7,000円ありまして、実質収支額は2億2,232万5,227円となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明いたしま す。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎認定第2号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第15 認定第2号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 認定第2号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 認定第2号の内容を説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の主な概要を説明いたします。

1 款国民健康保険税ですが、調定額6,836万4,016円に対しまして、収入済額6,288万6,228円となり、収納率92%、収入全体に占める割合は12.6%となっております。なお、49万3,900円を不納欠損としております。

5款県支出金ですが、調定額3億3,981万195円に対しまして、収入済額も同額となっております。

- 8款繰入金ですが、調定額5,188万1,886円に対しまして、収入済額も同額となっております。
- 9款繰越金ですが、調定額4,299万3,115円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を御説明いたします。

1 款総務費ですが、予算現額603万6,000円に対しまして、支出済額567万2,155円となり、執行率は94.0%となっております。

2 款保険給付費ですが、予算現額 3 億2,809万3,000円に対しまして、支出済額 3 億584万5,224円となり、執行率は93.2%となっております。

3 款国民健康保険事業費納付金ですが、予算現額 1 億2,176万2,000円に対しまして、支出済額 1 億2,175万8,910円となっております。執行率は、ほぼ100%となっております。

6 款保険事業費ですが、予算現額926万1,000円に対しまして、支出済額709万3,498円となっており、 執行率76.6%となっております。

9 款諸支出金ですが、予算現額806万9,000円に対しまして、支出済額793万476円となっております。 執行率は98.3%となっております。

決算書、3ページをお願いします。

歳出予算現額の総額 5 億1,400万3,000円に対しまして、支出済額の総額 4 億4,831万2,747円となり、全体の執行率は87.2%となっております。

決算書18ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額 5 億26万2,058円、歳出総額 4 億4,831万2,747円、歳入歳出 差引額5,194万9,311円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長から説明しますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎認定第3号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 認定第3号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 認定第3号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

O 副村長(島袋幸俊) 認定第3号の内容を説明していきます。

決算書1ページをお開きください。歳入の概要から説明します。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額7,550万1,104円に対しまして、収入済額7,417万3,595円となり、収納率98.2%となっており、不納欠損額として60万7,914円の決算となっております。

- 2款国庫支出金ですが、調定額8,223万1,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。
- 3款繰入金ですが、調定額4,544万6,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。
- 4款繰越金ですが、調定額841万5,653円に対しまして、収入済額も同額となっております。
- 6款村債ですが、調定額4,140万円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を説明します。

- 1 款簡易水道総務費ですが、予算現額7,679万7,000円に対しまして、支出済額6,277万8,904円となり、 執行率は81.7%となっております。
- 2款簡易水道事業費ですが、予算現額1億2,546万8,000円に対しまして、支出済額1億2,470万1,050円となり、執行率は99.4%となっております。
- 3款公債費ですが、予算現額4,538万7,000円に対しまして、支出済額4,530万3,199円となり、執行率99.8%となっております。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額2億5,233万1,300円、歳出総額2億3,278万3,153円となっており、翌年度に繰り越すべき財源として770万円がありまして、実質収支額は1,184万8,147円となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明いたします。よろしく御審議の ほどお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎認定第4号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第17 認定第4号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 認定第4号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ 副村長(島袋幸俊) 認定第4号の内容を説明していきます。

決算書1ページをお開きください。歳入の概要から説明します。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額419万3,671円に対しまして、収入済額416万2,261円となり、収納率99.3%となっており、不納欠損額として3,812円の決算となっております。

3款繰入金ですが、調定額3,387万3,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

4款繰越金ですが、調定額104万4,932円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の概要を説明します。

1 款公共下水道事業総務費ですが、予算現額2,998万1,000円に対しまして、支出済額2,917万3,252円となり、執行率は97.3%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額874万8,000円に対しまして、支出済額874万7,753円となり、執行率はほぼ100%となっております。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。歳入総額3,908万251円、歳出総額3,792万1,005円となっており、実質収支額は115万9,246円となっております。

なお、詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長より説明を行いたいと思います。よろし く御審議のほどをお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎認定第5号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第18 認定第5号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 認定第5号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

内容については、副村長のほうから説明いたします。

〇 議長(平良嗣男) 副村長。

(島袋幸俊副村長 登壇)

○ **副村長(島袋幸俊)** 認定第5号の内容を説明します。

決算書1ページをお開きください。歳入の概要を説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、調定額2,286万5,938円に対しまして、収入済額2,252万1,994円となり、収納率98.5%、収入全体に占める割合は57.6%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,604万7,116円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な概要を説明します。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,804万9,000円に対しまして、支出済額3,787万6,328円となり、執行率は99.5%となっております。

歳出予算現額の総額3,957万4,000円に対しまして、支出済額の総額3,876万1,076円となり、全体の執行率は97.9%となっております。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,912万2,600円、歳出総額3,876万1,076円、歳入歳出差引額 36万1,524円となり実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で担当課長から説明します。御審議のほどよろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎認定第6号の上程、説明

○ 議長(平良嗣男) 日程第19 認定第6号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 認定第6号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和2年度大宜味村工業用水 道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

なお、内容につきましては、委員会のほうで担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく お願いします。

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

#### ◎報告第9号の上程、報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第20 報告第9号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について を議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 報告第9号 令和2年度沖縄県町村土地開発公社決算報告について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄県町村土地開 発公社決算を別紙のとおり報告する。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

よろしくお願いします。

〇 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

#### ◎報告第10号の上程、報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第21 報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率についてを議 題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率について

令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) 第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期 健全化基準以下であることを報告する。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

よろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

#### ◎報告第11号の上程、報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第22 報告第11号 令和2年度決算に基づく資金不足比率についてを議題 とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) 報告第11号 令和2年度決算に基づく資金不足比率について

令和2年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) 第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下で あることを報告する。

> 令和3年9月10日提出 大宜味村長 宮城功光

よろしくお願いします。

○ 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

#### ◎散会の宣告

O 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前11時07分)

#### 令和3年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和3年9月13日

- 1. 開議、散会の日時
  - 開 議(令和3年9月13日 午前10時00分)
  - 散 会(令和3年9月13日 午後2時35分)
- 2. 出席議員 (9名)
  - 1番議員 大城佐一 6番議員 大城邦彦
  - 2番議員 宮城良治 7番議員 宮城 貢
  - 4番議員 友 寄 景 善 8番議員 吉 浜 覚
  - 5番議員 大山美佐子 9番議員 安里重和
    - 10番議員 平良嗣男

- 3. 欠席議員(1名)
  - 3番議員 仲井間 宗 利
- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総務課長知念和史農業委員会事務局長花田義徳

財務課長 真喜志 亮 監査事務局長 大嶺 実

住民福祉課長 佐久川 紀 亮 選挙管理委員会書記長 知 念 和 史

企画観光課長兼ポロジェクト推進室長福地売

産業振興課長 花 田 義 徳

建設環境課長 新城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

- 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。
  - 事務局長大嶺 実 主 任 前田 望

## 6. 議事日程(第2号)

日程番号	事件番号		件	名	摘	要
1		一般質問				

#### ◎開議の宣告

○ 議長(平良嗣男) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎一般質問

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 一般質問を行います。 通告順により、発言を許します。

#### ◇ 大 城 邦 彦 議員

- 議長(平良嗣男) 初めに6番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。6番 大城邦彦議員。
- 6番(大城邦彦) おはようございます。緊急事態宣言がずっと出されっぱなしで、行政の皆さん、 医療関係者の皆さん、本当に予防業務に日夜ありがとうございます。大宜味村は、ほかの地域に比べて 非常に少ない状況でありますが、ちょっと油断するとまた増えていきますので、今後とも御尽力よろし くお願いしたいと思います。それでは質問に入っていきたいと思います。

消防防災ヘリ基地の誘致について。

平成23年の東日本大震災以降、毎年のように全国各地で大規模な災害が生ずるなか、航空機を用いた 救助活動等が大きくクローズアップされ、その重要性があらためて認識されたところである。やんばる 三村の広大な面積を有する山林や河川、海等の自然を活用したレジャー客の増により、交通事故や滑落 事故、山林等での道迷い等の捜索活動や長時間を要する救助活動事例など人力での活動に限界状況にあ ります。

平成27年に国頭村・大宜味村・東村の3村長の連名で消防防災ヘリとヘリ基地の大宜味村への誘致について、沖縄県知事や関係機関へ積極的な要請が行われております。

その甲斐あって平成29年度に「沖縄県消防防災へリコプター調査検討委員会」が設置されました。調査検討報告書によると「県内の事故・災害に自ら対応し、大災害への初動対応能力・オペレーション能力を整えることで県民の安心・安全を支えるため、消防防災へリの導入に向けて、県及び市町村で調整を進めるべき」と結論されたが、未だ導入が進んでいない状況であります。

そういう中、令和3年6月29日の沖縄県議会一般質問において、県の金城知事公室長は、県消防防災 ヘリコプターについて、「2025年度の運用開始を目指す」とのべた。玉城デニー知事は「まだ導入され ていないことと、島しょ県であることから、導入に向けた作業を加速していきたい」と語った。

県と41市町村で県消防防災へリコプター導入推進協議会を設立して、ヘリ基地となる防災航空センターやヘリ運用体制や各消防機関からの人員派遣、ヘリの仕様などを話し合う協議会に同意しない市町村があって進んでいなかったが、5月に全市町村の同意を得た。県議、呉屋 宏氏への答弁、新聞記事からです。

やんばる三村においては、消防防災へリ運航要請及びヘリ基地の誘致について大宜味村は積極的に 行ってきた経緯があります。2025年度に消防防災へリの運用が開始される事に伴い、本格的に用地確保 の検討を行う必要があると考えます。 以上のことから、次のことについて伺います。

- 1. 防災航空センター (消防防災ヘリ基地) の誘致をさらに推進すべきと考えるがどうか。
- 2. 防災航空センターとなるヘリ基地の場所選定や用地確保等の検討を早期に行う必要があると思うがどうか。村長よろしくお願いします。
- 〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) おはようございます。お答えいたします。

県は、消防防災へリコプター導入に係る調査検討報告書に基づき、市町村等関係機関への説明及び協議を行うとともに、県民意識の醸成を図るシンポジウムなどを開催し、消防防災へリの導入に向け、「沖縄県消防防災へリコプター導入推進協議会」の設立を目指し、市町村への説明会を重ね令和3年5月、県内の全ての市町村から賛同が得られました。

議員ご質問の基地誘致に関しましては、村として3候補地を推薦場所として報告いたしました。 その他、那覇市から1カ所、北中城から1カ所の推薦がありましたが、県の現地調査が行われ、推薦された5カ所すべて防災ヘリ拠点の場所としては適さないとの報告がありました。

今後のスケジュールにつきましては、各種ワーキンググループを設置し、消防防災ヘリの運用体制や 市町村消防機関からの人員派遣、機体の仕様等、候補地調査について話し合いが行われていくものと 思っております。

- 〇 議長(平良嗣男) 6番 大城邦彦議員。
- 6番 (大城邦彦) この5か所、適さないという県の回答の理由というか、根拠というか、その辺は何が。調査報告書の中には那覇空港も、海抜がほとんどないんですが、該当にするという条件が載っていたんですが、その中で特に大宜味村がとても何か所か上げられていて、大宜味村にとてもいい場所があるのかなと。ただし、この7,000平米という大きな面積が必要だという、この航空基地の面積から考えると、大変大きな面積を要するということで困難性もあるのかなという気はします。私個人としましては、元消防吏員としては、沖縄県に消防防災ヘリが一日も早く飛んで、電話1本で現場に来て救助活動や消火活動、いろんな活動ができることを切に望んでいることであります。しかし、大宜味村は3村で一番緊急救助の活動が沖縄県内でも非常に多くて、それが認識的にも、沖縄県では一番この3村の村長あたりは非常に認識も高いんじゃないかなと。ほかの市町村に比べて、一番誘致すべき地域だなと、私は個人でそのように思っております。その辺、大宜味村に適さないという何かその辺の理由というか、何か回答がありましたらちょっとお願いしたいんですが。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) お答えいたします。

今、議員からもございましたが、調査、候補地に当たりましては、主な要件というのを定めておりまして、議員おっしゃいますように、土地の広さにつきましては、現在のところは7,000平方メートル以上の空き地であること、またそのほかにも騒音、風害等による周辺地への影響等、またこの場合には各消防からの派遣になりますので、その派遣職員による賃貸物件等が豊富であること等、アクセスがいいこと等条件がございまして、その条件に、先ほども申し上げましたが大宜味村を含む5候補地が、今の要件では適さないというところでの報告を受けております。そのほかにも議員おっしゃいましたように、那覇空港の検討と、また総合事務局からの用地の推薦等も今のところ行っていると思いますが、やはり

必要性は全て必要ということになっておりますので、やはり用地のほうが決まらないとそこのほうもなっていきませんので、今後、このワーキンググループ等の中での話合いで要件を緩和していくのか。 それともこの今の要件で、ほかの民有地等であったり、そこら辺での検討を重ねていくのかというのは今後の話合いになっていくと思います。

- O 議長(平良嗣男) 6番 大城邦彦議員。
- 6番 (大城邦彦) ありがとうございます。始まったばかりでありますが、過去に我々大宜味村は、災害も多いということで、ヘリの必要性も非常にあって、過去の議員の皆さんからもいろんなヘリポートや誘致についても出されてきておりますが、条件から外れた場合でも、やはり沖縄県は普天間、那覇空港、嘉手納基地という、沖縄中部、南部には大きな航空エリアがあって、なかなか消防防災ヘリというのは那覇空港以外に置ける場所というのは北部ぐらいしかないんですよね、今のところ。ただ、大宜味村が最終的にやはり白羽の矢が立った場合には来る可能性もありますので、一応内密に、もしやるとした場合にはこうかなというぐらいは一応、立候補した以上は知らんふりはできないので。一応は検討だけは村長、この辺は導入するしないは別として、設置するは別にして、検討のほうだけはひとつお願いして、私の質問を終わりたいと思います。以上です。
- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) どうもありがとうございます。先ほど答弁しましたように、県は2025年にぜひ導入したいという意向でありますので、9月の国頭行政事務組合の議会の中でも、ぜひその辺について、3村一体となって誘致するような方法を検討していきたいと思っております。具体的な内容についてもさっき課長からあったように、ワーキングチームでいろいろと検討されると思いますけれども、やはり広大な面積を持っているこの3村を、世界遺産にも登録されておりますから、そこに観光客が来て交通事故や遭難、そういう面が、これまで以上に発生するかと思いますので、その辺については対策をするために、ぜひ行政事務組合のほうでも推進をするような方法を取っていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。
- 議長(平良嗣男) 以上で6番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 大 城 佐 一 議員

- 議長(平良嗣男) 次に1番 大城佐一議員の一般質問を許可します。1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) おはようございます。また最近、大宜味中学校前を通ると、子供たちの活躍の 横断幕があるんですが、九州大会派遣ということでありましたが、頑張っていただくよう皆さんで応援 していただくようお願いしたいと思います。では、一般質問に入りたいと思います。

職員採用と業務について。1. 地方分権の推進に伴い、事務権限が各自治体に移譲されるとともに、 住民ニーズの多様化などにより、村は住民に最も身近な行政主体となることが求められているが、一方 で、事務や権限が増えたことで村が実施しなければならない業務量は増加しているものの、定数管理や、 指定管理者制度の導入などによる行財政改革の推進により、地方公共団体の職員数は減少傾向にありま すが、こうした矛盾を解決するための手段はあるのかお伺いいたします。

- 1)職員採用試験の方法と育成方法について。
- 2) 現職員数と業務量はどうなっているか。
- 3)会計年度任用職員賃金体系について。をお伺いいたします。この賃金体系は、前回の質問で

ちょっと時間がなかったもので、追加してお伺いしたいと思います。

- 2. 令和3年3月1日以降の国及び地方公共団体に係る障害者雇用率については、2.5%とされてきた現行の経過措置が廃止され、2.6%(教育委員会にあたっては2.4%から2.5%)とされることになりましたが、本村の雇用率はどうなっているか。又、障害者雇用の採用についてお伺いいたします。
- 〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) お答えいたします。

職員採用試験につきましては、一次試験で筆記試験、二次試験で論文試験、面接試験及び書類審査を 実施しております。

具体的な試験内容については、一次試験の筆記試験では、一般知識を問う問題と、一般知能を問う問題となっております。

また二次試験の論文試験では、職員採用試験を実施する年度毎にテーマを設定し、そのテーマについて受験者の考えや文章作成能力等を問う試験を行います。併せて、面接試験及び書類審査で受験者の人物試験を行っております。

育成方法につきましては、効果的な人材育成を進めていくため、職員個々が自らの意思で自主的に取り組む自己啓発・自己研修、日常の職務を通じて行う職場研修、職場を離れて研修所等で行う職場外研修といった人材育成のための様々な機会や手段、職場のあらゆる場面を人材育成のために活用して総合的な取り組みを実施しております。

2) につきましては、現職員の人数についてご説明させていただきます。

現在9月時点で79名おり、過去5年間の職員数の推移については、平成29年度が77名、平成30年度から令和2年度の3年間については78名となっており、職員数はわずかながらではありますが増加している傾向であります。

また業務量につきましては、一部の課や係によっては業務量が増加しているところもあるため、組織 再編や業務分担の見直し、また会計年度任用職員の配置などの人事措置をし対応しております。

3) につきましては、会計年度任用職員の賃金体系につきましては、常勤職員に適用される給料表を 基礎とし、職種別報酬が規定されており、また報酬以外に支給している手当について、費用弁償及び期 末手当がございます。

障害者の雇用率につきましては、令和3年6月時点の村長部局の実雇用率は2.14%となっており、法定雇用率の2.6%に届いておりませんが、村長部局で雇用すべき障害のある者の人数(法定雇用障害者数)は2名となっており、現在雇用している障害がある職員の人数は2名であるため、法定雇用障害者数は達成されております。

あと、教育長のほうからの答弁があると思いますのでよろしくお願いします。

〇 議長(平良嗣男) 教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

〇 教育長(米須邦雄) お答えいたします。

障害者雇用率につきましては、教育委員会におきましては、現在ところ雇用はありませんが、やはり 今後につきましては、障害者雇用促進法に基づく雇用率2.5%、人数でいいますと1人ですが、その採 用に向けて今後は努力をしてまいりたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) ただいま、順を追って再質問していきたいと思います。

まず職員採用試験のほうを、村長のほうから説明があったんですが、この一次試験、二次試験の話が あったんですが、今までと一次試験の合格者のみが二次試験に移ってきたんですが、今回はどういうふ うな、一次試験、二次試験はトータル的に見ているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) お答えいたします。

一次試験のほうには筆記、二次試験のほうで論文、面接等がございますが、近年一次試験において成績を上級から初級までの3通りの試験問題のほうを平準化して、表に表して、大幅に下になっていないところに関しましては、全て二次試験まで行うという方向性を村長のほうから指示を受けておりますので、一次試験で振り落とすことなく、人数にも制限はございますが、一次、二次トータルで判断していくようにということでの考えでございます。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 一次試験も、二次試験もトータル的にということであったんですが、よっぽどのことがない限りはほとんどということでありますが、今後、この一次試験、二次試験、この申込みした人全てに与えてもらって、この一次試験、二次試験、これは論文、面接とかになるんですが、それを重視してもらいたいと私は思っております。この一次試験というのは私はあまり必要ないかというふうに思っております。役場に入って何が重要なのか、仕事に対してどういう方向を持って、将来的にどういうことを考えているのか、そういった人物のいろんなものに対する適応性も必要と思うので、この人物像を重視するような方向で今後採用においてはやってもらいたいと思います。試験については、以前も村長に冗談的に、採用試験はもう試験はあまり関係なく、人物を重視したらどうかということも話したことがあるんですが、その辺をぜひやってもらいたいと思います。今回の、この採用候補の募集の要綱を見てみると、一次合格者は次のものを提出してくださいとあるんですが、次のものと面接カードとか自己アピールとか、こういうものなんですが、これを見るといかにも一次試験でふるいをかけて、二次試験はかけられたものを申込みするというふうに捉えることができるんですが、その辺はどういうあれですか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

今現在、この一次試験を行ったもの、全て二次試験に回すということではなくて、やはり一次の結果で明らかに低いのに関しては、二次へ進めないという状態になっております。本人の希望で申し込むということではなくて、一次の合格者というのを発表して、その中からまた継続して二次に向かう方に関しては申込みという形になっておりますので、先ほどの議員おっしゃいますように、全てのということの意見もあるかと思いますが、今現在はできるだけ全ての方を二次試験まで行うということでの運用となっております。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) あと、この申込みからすると、受験資格というか、この資格なんですが、これは全国的な公募というふうに捉えていいのか、その辺をお願いしたいと思います。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 受験資格に関しましては、年度ごとにですね、一般行政につきましては、 上級、中級、初級ということでの応募、こちらの募集ですね。また福祉関係で看護師であったり、保健 師であったりというところには、またそこら辺の免許要件を入れたり、保育士等、そこら辺年度年度で 変わるところではございますが、一般行政につきましては、このような形を取らせていただいております。

募集範囲につきましては、昨年までは住所要件等を入れておりましたが、今年度は、やはり住所要件よりも採用後、しっかりと村に住んでもらうということで、採用後村に居住できるものということでのものを入れさせてもらっております。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) 募集要項には、この範囲が定められていないんですが、今の答弁を聞くと、面接でこういった採用後に居住できるという範囲であるんですが、これについては、この募集要項に書いたら、何かまずいのか。地方自治法の19条に受験の資格要件というのがあって、例えばこの中の説明を見ると、受験資格では、例えば一般事務職員の採用を女性に限るという設定は許されませんが、へき地に勤務する職員を採用したときに、受験資格を当該地域に居住するものに限ることはいいようですということがあるんですが、例えば応募要項に、これを大宜味村内に居住するものと書いたら、これに、この19条にかかるのか。私は例えば、大宜味村がへき地に勤務する職員という捉え方でいいと思うんですが、別にこっちに明記してもいいと思うんですが、その辺はどうお考えなのかお願いします。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) お答えいたします。

今、議員から御質問のあった住所要件をしっかりと明記する点につきましては、やはり憲法等でも居住の自由等をうたわれておりますので、そこら辺を記入した上でのハローワークへの掲載というのは認められておりません。ですので、ハローワーク等の掲載等までして、広くする場合には、採用後の居住要件をつけてもできないことになっております。ですので、へき地という考え方につきましても、現在、交通アクセス等もその当時の判例からすると大分緩和されておりますし、今現在、そのへき地等が適用される分に関しては、消防等の職員等、そこら辺ではないのかなというふうに考えております。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) ぜひとも、地域に居住している方々の採用をお願いしたいと思います。

あとこの募集要項の、10番の(3)条件付き採用について、これは地方公務員法第22条によるものですが、採用後6か月間は条件付き採用となりますとありますが、以前にこの職員が採用された場合には半年間は本採用じゃない、研修期間ですということを聞いたんですが、これは以前からこういうことはあったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

4月採用から9月までの間、やはり採用試験では見えなかった実務のところのものが見えてきます。ですので、令和2年度採用された5名の皆さんにつきましては、それぞれの担当課長のほうにその6か月間の勤務内容等を調査して、10月1日にしっかりと本採用になるというような体制を取らせております。それは以前からそのような体制は取っております。

O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。

- **〇 1番(大城佐一)** 要は採用された場合には4月1日で辞令交付しますよね。正式な辞令交付というのは10月でまたやるのか、その辺はどうなっているんですか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えします。

辞令につきましては、4月1日時点のみとなっております。しかしながら、正式になるということで、 村長室のほうで全ての課長から勤務が良好であったというものを伝えて、また本人にも10月以降の意思 確認等も行ってやっております。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- **1番(大城佐一)** この条件付きにあと1点ですね、これでは採用された場合に待遇とか、職務の階級というのか、すぐ係長ということはあり得るのか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) 初任給の割り当てにつきましては例規集等にも載っているとおり、上級、中級、初級のそれぞれの張りつけがございまして、またそれにプラス職歴等がある場合には前歴換算等を含めて算定しております。係長のすぐの張りつけというのは、募集時点で係長等に相当する職務等、そういった募集がある場合にはそのようなこともあり得るかもしれませんが、近年、ここ数年はそういったものではなくて、一般行政とか技術職のものの募集であったり、そういった係長での募集というのは行っておりません。
- 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) これ今なぜ聞いたかというと、以前にですね、本採用になってすぐ係長という 事例があったわけですね。だからこの条件付き採用を見ると、これには適しないわけですね、半年間は、 実際はね。そこをどうだったかということで、また以前からこういうことがあったのかということで聞 いたんですが、これは過去にもすぐ係長という事例があったので、その辺はちゃんと地方公務員法の22 条に、6か月間は条件付き採用となりますということでちゃんとうたわれているので、その辺をきっち り守っていけたらと思っております。

次に現職員が、先ほどの答弁で9月末で79名というふうにあったんですが、それは村長部局と教育委員会の部局、ちょっと分かれば答弁をお願いします。分からなければいいです。後でもいいんですが、 今、分かれば。

- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたしました79名に関しましては、村長部局のほうの人数となっております。
- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 先ほど79名とあったんですが、これは定数は地方自治法でも条例で定めるということであるものだから、この定数条例を見ると、職員が、村長部局が58名、農業委員会1名で59名ですね。教育委員会の事務局の職員が26名ということで、85名というふうに定数条例は定められているわけです。今先ほどの答弁では79名というと、これ教育委員会はあと5名、6名しか定数条例から足りないわけですが、その辺をお願いしたいと思います。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

定数につきましては、今現在、全て満たしているわけではございません。また、臨的任用、各広域等 の派遣についてもその定数には含まれていないということを報告します。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) じゃあ、この79名は村長部局の定数というふうに捉えていいわけですね。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) 申し訳ございません。先ほど会計年度任用職員も含んでいるのかなという ことで勘違いがございました。この部分は教育部局も含んでいる人数となっております。しかしながら、 広域と臨時的任用の分は定数にはカウントされておりません。
- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) これは教育委員会も含まれているということで、定数条例は85名ということでありますので、やはり今、村長から答弁があったとおり、平成29年度は77名、平成30年度は78名とわずかながら1名1名増員しているわけですね。今度この、先ほど言った業務量に応じて、本当に職員がこの人数でやっていけるのかということを捉えて、無理があればこの定数条例には85名とあって余裕はあるんだから、その辺は考慮して採用すべきじゃないかというふうに思っております。なぜこの定数条例の質問をしたかというと、最近、去年から3名の若い方が退職されているんですが、個人個人思い思いのことはある中で退職されたこととは思うんですが、やはり引っかかるわけですね。業務上、何かあったのかということで、私は見るわけなんですよ。業務量が多かったのか、もう大変ということでこれ以上やったら心因性のストレス、これは以前にもストレスの問題を質問したんですが、そこから来る病気にまつわることもいろいろ出てくるので、その辺は各課の業務量の調整をすると答弁もあったんですが、その辺は人数と業務量をちゃんと見てから増員するのは、私は大変いいんじゃないかと思っていますので、その辺は今後検討してください。

次に3)会計年度任用職員賃金体系ですね。前回、ちょっと時間的になかったんですが、最後にこの会計年度任用職員の賃金について、作業員A、B、Cということだったんですが、その辺の金額を聞いたんですが、その作業員のA、B、Cの内訳というのはどういうふうに分けられているのか、その辺をお願いしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 〇 総務課長(知念和史) お答えいたします。

作業員につきましては、農道管理、道路管理、また公園等の管理のところでございますが、この差につきましては、やはり業務を、作業、庁舎から離れておりますので、そこら辺への現場での日誌等の調整であったり、仕事の分配をするに当たり、やはり主となる方が必要ですので、そこら辺の差となっております。

- 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) 本当はこのA、B、Cの賃金はあまり聞きたくなかったんですけれども、これですね、私が言いたかったのは、屋内と屋外で今会計年度任用職員の待遇、同一労働、同一賃金とあるんですが、これは非正規と正規職員の差をなくすということなんですが、この会計年度任用職員は屋内と屋外も同一労働というふうに考えているのか。その辺をお伺いしたいと思います。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) お答えいたします。

この会計年度になって、新たに作られた職種というのはなく、以前から賃金雇用としてやったのを継続して会計年度からの報酬となっております。その屋内と屋外でこの差を設けている等ではなく、事務賃金につきましては、以前の賃金でお支払いしていたのをベースに、また作業員につきましては7,000円ですか、管理のほうで8,000円のベースに会計年度のほうに移行しているところであります。中には、保健師であったり保育士であったり、資格を有している等もございますので、そちら辺はそのほうに見合ったものでの金額のほうを定めております。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) 私が言いたいのは、先ほどもあったとおり、草刈り、現場に出ている方たちの賃金と、最近は暑くて大変ですよね。通りながら見ていると大変暑そうで、日中大変じゃないかと思っております。そこで同じ、屋内と屋外と会計年度任用職員の賃金が同等であれば、本当に不公平だなと思っております。何か休暇を、この会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に、休憩時間というのがあるんですが、7条です。1日の勤務時間が6時間を超えた場合には1時間15分の休憩時間を所定の勤務時間の途中に置かなければならないとあるんですが、この1時間15分というのはお昼も入っているのか。お昼時間は別ですか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

いまの休憩時間につきましては、12時からのお昼時間のことを指しております。出勤に関しましては 8時半、そのようになっておりますが、お昼時間のほうを含んでいるところでございます。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- **1番 (大城佐一)** じゃあ、お昼時間ということでありますので、これはやはり暑い中、本当に大変でありますので、そこはもう少し、この任命権者は課長になるのか、その辺は考慮して、村長あたりと相談して、課長は建設、企画等はいろいろ産業もあると思いますが、そこら辺は村長と相談して、もう少し、この暑さの中で大変でありますので、休憩時間をもう少し工夫するなり、その辺を熱中症対策にもなると思うので、その辺は考慮してもらいたいと思います。これは以上であります。

次、2番の障がい者の件について。答弁では、今大宜味村は雇用率が2.14とあったんですが、今年の令和3年2月15日付で、総務省の自治行政局公務員部公務員課から県の市町村担当者に送られた取組の調査結果について、これは去年の令和2年5月29日付で実施した、令和元年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査で障がい者雇用に関する取組状況の結果をとりまとめた情報提供ということであるんですが、その中で見ると、大宜味村はこれでは2.2で提出されているんですが、これは去年の5月29日付で実施したものなんですが、先ほど2.14とあるんですが、2%以上はクリアしているんですけれども、その辺はどういうふうに捉えたんですか。

- O 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) こちらのほうは職員数のほうが減数となっておりますので、その調査、今 現在の2.14というのは令和3年6月時点の率となっております。しかしながら、全て2を上回っている、その率というよりも、そこの率のほうが2以上ある場合には、3未満の場合には法定雇用者障がい者数 というのは2となりますので、そこのほうの2の人数は満たしているというところでございます。
- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) これは先ほどの総務省の自治行政局公務員部公務員課からの令和2年10月16日

付で各都道府県総務部長宛てに出されたもので、先ほど冒頭で言ったとおり、これは令和3年3月1日 以降の国及び団体の障がい者雇用率についての2.5%とされてきた現行の経過措置が廃止され2.6%、教 育委員会にあっては2.4から2.5%と定めることになりましたということの、この通知がですね、これは 地方公務員法59条と地方自治法245条の4で技術的な助言ということで、これ国からはちゃんと県宛て に来ているんですが、県からはこの文書は市町村等に対しても御通知願いますということでやっている んですが、これはちゃんと届いているのか、その辺を確認したいんですけれども。

- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

今、その文書のほうの確認の話でありますが、総務省からの技術的助言につきましては、県を通して 全て村のほうに来ているものだと思われます。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 大宜味村もクリアはされているということなんですが、これからは教育長にお伺いしたいんですが、今年の3月31日付の新聞なんですが、これに障がい者雇用率、11機関達成せずということで、大宜味村の教育委員会も入っているんですが、これは今年の6月1日時点での11機関の改善状況を確認するということであったんですが、この確認は来ていたのか、その辺をお伺いします。
- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- O 教育課長(宮城 豊) お答えします。 確認は、書面での確認はできておりません。
- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- **1番(大城佐一)** この11機関を見てみると、ほとんど各教育委員会なんですね。教育委員会の中においては障がい者雇用についての募集、雇用というのか、その辺はあまり認識的にないのか。その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかお願いしたいと思います。
- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- 教育課長(宮城 豊) お答えいたします。

確かに議員指摘の障がい者雇用に関して積極的に取り組んだかと言われると、ちょっと取り組んでいないのではないかなと認識しております。ただし、ホームページも載せておりますけれども、その教育委員会において、大宜味村障がい者活躍推進計画というのを立てておりまして、令和2年から令和5年の3年間はそういう雇用を推進していきますよというぐあいに、計画はうたっております。しかしながら、議員指摘のとおり、本当に教育委員会として積極的に障がい者雇用に本当に取り組んできたかと言われると、そこはちょっと疑問がありますので、先ほど教育長から答弁がありましたように、今後はやはり推進していくべきではないかと思っております。

- 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 次にこのことを言おうかと思っていたら、課長から答弁があったもので、大宜 味村障がい者活躍推進計画というのが村長部局、教育委員会もちゃんとつくられているわけですね、これね。課長からあったとおり令和2年から令和5年までの3年間のつくられたわけなんですよ。もう計画はあるんだからそれに基づいて、もう少し考えてほしいなというふうに思っております。先ほど障がい者の雇用率が悪いということで、新聞の記事に社説の中で、自治体では、ちょっと読んでいきたいと思います。自治体では、知的心身障がい者の雇用が進んでいない実態が浮き彫りになった。アンケート

では募集条件から除外していた理由について、「本人に見合った仕事がない」が最も多く、周囲のサポートの仕方が分からない。長時間の勤務が難しいとの回答が続いた。ちょっと中省略して、最後に仕事を持ち、働き続けられることこそ障がい者への自立支援だ。障がいの種別で差別される二重差別はあってはならない。社会全体で支援に取り組む必要があるというふうに、これは3月24日付の新報の社説にありましたので、今後、ぜひこういった取組をやってもらいたいなというふうに思っております。ちなみに、令和3年度に障がい者採用試験のあったところが、県のホームページに各市町村から上がったものと思いますので、この障がい者採用の試験があるところは、これはもちろん沖縄県は沖縄県ですね、石垣市、名護市、豊見城市、宮古島市は令和3年に採用試験が行われております。大宜味村は×、×でありますので、今後ですね、ぜひこの取組をしたらどうかなというふうに思っております。

本当に障がい者については先般9月5日で閉幕したんですが、パラリンピックを見て、大変感動、感銘を覚えた次第であります。地元で合宿されたモニカさんはメダルには届かなかったんですが、7位入賞ということで大変感動を覚えました。そこでこういった障がい者も、何と言うか、もう偏見な見方じゃなくて、こういうふうに自分から積極的に表に出て、いろんなことをアピールするような方も、私たちはまの当たりにしているわけですから。このモニカさんを見本として、そこをもう少し障がい者に対するこういったものをお互いに気を遣い、ぜひ今度雇用の促進、また手助けしていくような社会システムをつくっていくようにお願いしてですね。やはりモニカさんも陸上にはバリアが多くて、水上にはバリアがない、全てフリーだよと。そういう社会の構築をしていくためにも、ぜひ今後、お互いで取組していかなければならないことだと思います。ぜひ村長、最後に答弁お願いしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) どうもありがとうございます。今、お話あったように、モニカさんが大宜味村に来て、障がい者に対する思いと言いましょうか、それが相当変わったんじゃないかなというふうに思っております。先ほどからありますように、私ども大宜味村役場と雇用率というのは2.1というふうな状況ではありますけれども、本村には障害施設があります。その施設のほうをいかに活用するかということで、今、村の関係する施設等の掃除をしてもらったり、あるいは植栽、植えてもらったりというふうなことで、大いにえすの里を活用するような体制を取っております。今後、また教育委員会とも調整しながら、採用の段階でいろいろと障がい者が働けるような、働きやすいような環境づくりをやっていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。
- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 時間がないんですが、先ほど言い忘れたこの東京パラリンピックで思ったので、あの2012年のロンドン大会のですね、パラリンピック終わった後に、このロンドンでは6年間の間に障がい者の雇用が100万人増加したというふうに新聞に出ていました。ぜひ今後、この東京パラリンピックの感動を軸に、この6年間に日本、また沖縄県、大宜味村が雇用の促進につながることを期待して終わりたいと思います。
- 議長(平良嗣男) 以上で1番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 宮 城 良 治 議員

- 議長(平良嗣男) 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。
- 2番(宮城良治) おはようございます。新型コロナ自宅療養者への対応についてお伺いします。

大宜味村では9月3日現在、感染者数が累計で20名と感染者数が少なく、またワクチン接種においても9月6日現在、全世代で1回目71.5%、2回目61.5%と接種率が高く、村の感染対策の対応の速さには感謝しております。しかし県内では感染者数が増え、自宅療養者数が増えてきております。沖縄県では自宅療養者に安心して療養できるようにパルスオキシメーターの貸し出しを行っておりますが、なかなか借りることができない状況のようです。村内で自宅療養者が出た場合、村民の生命を守るためにも村独自でパルスオキシメーターの貸し出しができないか伺います。

2つ目、こども医療費について。

大宜味村では県に先がけて、こども医療費助成の対象を高校卒業までに拡充し、入院・通院共に現物 給付で行っており、県内では大宜味村・国頭村・名護市・渡名喜村の1市3村のみが独自で行っております。子育て世代にとってはとても助かる助成制度だと思っております。去った6月11日の琉球新報の記事で、子どもが医療機関を利用した場合に費用を助成する「こども医療費助成制度」について、県知事は、2022年4月から、現行で「就学前まで」とする通院時の医療費無料化の対象年齢を「中学校卒業まで」に拡充すると発表した。中学校を卒業するまで入院・通院が無料になるほか、県内全市町村で医療機関での支払いが不要な「現物給付」で助成が受けられることになる。という記事がありました。とても良い事だと思いますが、現在中学校卒業まで村が負担している国庫負担金の減額分は2022年4月からどこが負担することになるのか県と調整等はあったのか伺います。

#### 〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) お答えいたします。

感染者の経過観察は県の役割となります。村には個人を特定する情報は提供されないため、陽性となった自宅療養者については、基本的には県のほうでパルスオキシメーターの貸し出しを行いますが、 貸出に時間を要するケースもあります。

そのため、村としては、連絡のあった自宅療養者については、県から貸出しされるまでの間、村で保有する機器の貸出を行っております。

2点目の現時点においては、通院に係る費用は就学前までが県の補助対象となっているため、小学校から高校卒業までの通院費については、村単独予算で助成していますが、2022年度からは入院費と同様に中学校卒業までの通院費についても県の補助対象となるため、2分の1は県から補助金が交付されることとなります。なお、県との個別の調整はありませんが、全市町村を対象とした助成拡充に対するアンケート調査は行われています。

- O 議長(平良嗣男) 2番 宮城良治議員。
- 2番(宮城良治) この一般質問前に、この議会前に、自宅療養者が出てしまったという情報が入りまして、住民福祉課のほうに相談したところ早急に対応していただきました。このことに関しまして、御家族からも大変感謝しておりました。今後、自宅療養者がまた出てくる可能性があると思います。県の貸出しが遅れる可能性があると思いますので、今後もこの対応をしていただけたら、村民にとってもありがたいのかなと思っております。

あと県が自宅療養者を対象に無料で7日間の食料品とかの配送を始めていると思いますが、もしこの7日以降自宅療養が続いた場合の対応というのはどういうふうになるのか、分かれば教えていただきたいなと思います。

- O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(佐久川紀亮) お答えいたします。

自宅療養者に対する食事等の提供についてですが、すみません、7日間というふうに聞いていますが、私どものほうでは自宅療養がされている間、それがされるのかなと把握しています。ただ、自宅療養者に対して、県のほうから食事の配布がすぐにいかない場合があるということで、その辺に関して、村として何かできることはないかということで、今、社協のほうの買い物支援を活用して、買い物代行ですね、県からの食料が届くまでの間、社協のほうに申請された方に関しては買い物の代行を行うということができるよう今調整しているところです。

- O 議長(平良嗣男) 2番 宮城良治議員。
- **2番(宮城良治)** ありがとうございます。ぜひそのような対応ができたらなと思っております。 最後にですね、1年以上、コロナ対策とワクチン接種で早朝から夜遅くまで村民のために頑張っておられる担当課をはじめ、村当局に対して感謝申し上げます。これで次の質問に移ります。

こども医療費助成についてですけれども、現物給付の、このペナルティーの分の2分の1を県が補助 するということですよね。

- O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(佐久川紀亮) すみません、今、どの内容についてかがちょっと把握できていなくて、県からのこども医療費の助成についてはこれまでなかったものが対象が広がったので2分の1が追加で入ってくるということです。国保のペナルティーに関しては、また別件の話になるので、そこはそこで若干あると思います。
- O 議長(平良嗣男) 2番 宮城良治議員。
- 2番(宮城良治) このこども医療費の助成については、村長の政策にもありましたので、この辺しっかり責任を持って実現することができたのかなと、村当局の努力の成果だと思っております。それでこの次年度4月から、もし県の補助金があるということで、この浮いた分のお金を、例えばですけれども、こども医療費とはまた別なんですけれども、大宜味村で子育てしやすい環境をもっとつくっていくために、一部給食費の助成とかに回せたらと思うんですけれども、その辺、村長いかがでしょうか。
- 〇 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前11時10分)

〇 議長(平良嗣男) 再開します。

(午前11時11分)

- O 議長(平良嗣男) 財務課長。
- O 財務課長(真喜志 亮) 宮城議員の御質問にお答えします。

確かに今、単独費で行っているこども医療に対して、県が中学校まで措置するということで補助金が 拡充されます。それに伴って、確かに財源がその分、単費で行ったものが補助でなることから、財源が 浮くことは浮くんですけれども、現在、給食費の賄い材料については村政策分として幾らか助成をして いるところであります。なので、その辺も含めて今後教育委員会と一緒になって検討していければと 思っております。

- O 議長(平良嗣男) 2番 宮城良治議員。
- O 2番(宮城良治) 分かりました。検討をよろしくお願いします。

最後に、この今のコロナ禍の中で財政に負担がかかっている県とか、大きい市などでは、また新たな 財政負担が増えるということもあって、本当に可能なのかという不安の声は結構聞こえてきたりするん ですけれども、この辺、県と調整して、ぜひともできたらなと思いますので、よろしくお願いします。 以上です。

○ 議長(平良嗣男) 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

◇ 大 山 美佐子 議員

- 議長(平良嗣男) 次に5番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。5番 大山美佐子議員。
- 5番(大山美佐子) 質問いたします。1.食料支援について。

①新型コロナウイルスの影響によって、生活困窮する地域の住民、学生が多く、それを助けようと各地で食料支援が行われています。コロナで仕事が激減、大学生のアルバイトもなくシフトが減り、不安定な収入で、生活費削減を考える毎日とのこと「緊急事態宣言」後、我が村でもそのような状態があるのか、困っている人を把握しているのかを伺います。

2. 生理用品無償配布を。①生理用品の無償配布を実現する会として女性たちが全国で立ち上がっています。言葉に出しづらいことではありますが、大変な思いをしている女性や子どもたちがいることを知りました。生理用品の購入確保は女性として生まれた者の生活必需品です。経済的な理由で生理用品の入手に苦しむ「生理貧困」について内閣府男女共同参画会議でも5月28日生理用品の配布している地方自治体が255カ所もあることを発表しました。私、これは6月議会に出すつもりでしたけれども、間に合わなくて、今9月現在では、地方自治体が581団体にも増え上がっています。支援を盛り込んでいます、地方自治体が。それで我が村でもそのような声があるのか、それと学校養護教諭との相談等あるのかを伺う。

〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) お答えいたします。

1の①につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生計維持のため、 社会福祉協議会が実施している緊急小口貸付等の特例貸付を利用する方もいらっしゃると聞いています。 直接的な食糧支援ではありませんが、村としても、村民全体の生活支援と経済回復支援として、今年度 においても地域振興券事業を行っているところでございます。

2の①につきましては、子どもたちのニーズについては、教育委員会から答弁があると思いますが、 役場のほうには、現時点ではそういった声はあがっておりません。以上です。

〇 議長(平良嗣男) 教育長。

(米須邦雄教育長 登壇)

〇 教育長(米須邦雄) お答えいたします。

現在、小学校・中学校それぞれ調査をしてみました。その結果、数ヶ月に1度程度、忘れて貰いに来る状況のようです。現時点では貧困等で、生理用品についての相談はないということです。

教育委員会にもそのようなこともありません。ただ、今後、こういう相談等があったときには本当に

速やかに、また対応をしていきたいと思っております。

- O 議長(平良嗣男) 5番 大山美佐子議員。
- 5番(大山美佐子) 食料支援について。自分たちは困っているとは、確かに口には出しづらいこ とだとは思いますが、青年とか、大学生一人一人話をする機会があれば答えてくれます。本当に節約し ないと生活がやっていけないとの声が多かったです。日本民主青年同盟が青年、学生へ食糧支援を名桜 大学生を中心にしようと呼びかけました。品物がないとできません。全県に協力願いを、チラシ配布し て品物提供をお願いしました。お米が200キログラム以上、レトルト食品、缶詰、インスタント食品、 お菓子類、また日常品としてトイレットペーパー、マスク、生理用品、洗剤類、農家からいろんな野菜 の種類が集まりました。この支援を5月22日土曜日、午後1時港区公民館で85名、第2回、6月27日日 曜日、午後1時130名、名護市役所ピロティで行われました。第3回が8月29日、65名で、名護市役所 ピロティで行い、多くの学生が参加し、品物を受け取ったとき、とても喜ばれました。もちろん当日は ボランティアも募り、密にならないよう対応しました。そのときアンケートも実施しました。コロナで バイトがなくなり、バイト代はほとんどゼロ、奨学金と仕送りで何とかやっている。でも食事は1日2 食にするとか、本当に生活が大変だと訴えていました。この支援を受け取った学生が、ああ、とてもあ りがたい。私たちもいずれは、今は助かっているけど、人を助ける人になりたいと語っている人もいま した。そして最近の新聞です。ここ本当に1か月以内なんですけど、名護市屋部小学生に弁当を週3回、 夏休み中の子供たちが昼食に困らないように配布し、米を世帯ごとに5キロ配布、これは個人企業の寄 附、農家団体からは野菜類やマンゴー、またお菓子、飲み物の提供があり、PTA会の協力でコミュニ ケーションを取りながら配布した。また、沖縄市では困窮家庭に食糧支援、新型コロナウイルス感染の 影響を受けている子供たちへ電子レンジ(用)ご飯や魚肉ソーセージ、フルーツ缶や13万円相当の食料 品を寄贈し、安否確認をかねて自治会へ預けての配布でした。読谷村職労が村社会福祉協議会へ新型コ ロナウイルスの影響などで苦しい世帯への支援に役立ててと、レトルト食品、パスタなどの食料や子ど も用おむつなどを託したとか、北中城村では長引くコロナ禍による外出自粛を受け、防災式ガス炊飯器 を使い弁当を作り、ひとり暮らしの高齢者へ届け、見守り安否確認が狙いと、メニューはウチナー ジューシーと野菜のかき揚げ、鶏の唐揚げ等を届けたとのこと。コロナウイルスの中で少しでも必要と している人のために役立つことを考えている現状です。

このような、身近な場所へ食糧支援は行われています。この記事は、本当にごく、今月いっぱいのタイムスからの記事ではあります。このような、まず大宜味村もコロナで困っている人への手助けができることはないのか、再度伺い、この1つ目の質問を終わります。

- O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(佐久川紀亮) お答えいたします。

村としては、先ほども村長から答弁がありましたが、食糧支援という直接の形ではないんですが、村 民全体の生活支援というのと、経済回復支援ということで、地域振興券事業を行っているところであり ます。また、先ほど宮城議員の質問の中で答弁したんですが、買い物代行支援とかといったものについ ても、村として取り組んでいるところです。

- O 議長(平良嗣男) 5番 大山美佐子議員。
- O 5番 (大山美佐子) じゃあ、生活支援は、地域振興券などは本当に喜びの声が聞こえます。 生理用品無償配布を。生理貧困をめぐっては、ここ近年、世界各地で大きなうねりを起こし、ネット

を通じて女性たちの声なき声がシェアされるようになり、各国で女性議員も増え、女性の視点を入れた 法改正が進むようになり、男性議員も少しずつ意識が変わってきました。ニュージーランドやフランス などは国費を投入して学校での無料提供を決定、スコットランド議会は自治体に無料提供を義務づけて います。日本でもコロナ禍の支援として、自治体が生理用品の提供を始めました。経済的な理由で生理 用品を入手する困難な状態にある学生が5人に1人いるそうです。沖縄県では経済的な理由で生理用品 を購入できない、生理の貧困解消に向けて、沖縄キリスト教学院大学生が生理用品の無料配布や生理の 日制定のための資金を募る動きをしています。このメンバーにはもちろん男性もいます。実情を知るた めにアンケートも実施しました。生理用品の確保には苦労した若者が少なくないと分かったことでした。 今、日本全国でも取組が始まり、沖縄の自治体でも始まりました。沖縄では、この資料が内閣府から出 したのがあるんですけれども、これが北海道から沖縄まであります。沖縄で取り組んだのが、北谷町、 糸満市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、南城市、西原町、豊見城市、うるま市が実施していますが、南風 原町が検討中、石垣市も検討中でしたけれども、南風原町は今度の9月から小学校、中学校にナプキン を設置することを決めています。我が大宜味村も生理用品が無料配布され、トイレットペーパーがある ようにナプキンも当たり前にトイレに設置することを要望します。生理中の子供たちも安心して学校へ 通えることだと思います。そして養護教諭には生理をはじめ、心や体の悩みを気兼ねなく相談できる保 健室であってほしいと思います。一日も早いこの実現に向けて、再度その件を伺います。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) どうもありがとうございます。今のところ、役場にも教育委員会にもそういう 要望がないということをお答えしましたけれども、やはりそういう生理用品というと、なかなか言いづらいところもあるかと思います。その辺は、ぜひ村の財政と調整しながら、やはり村として提供するような方法を協議しながら、やっていきたいなと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。
- O 議長(平良嗣男) 5番 大山美佐子議員。
- O 5番(大山美佐子) 地域女性活動推進交付金も利用しながら、予算措置をぜひお願いいたします。 村長前向きなお返事をありがとうございました。以上で質問を終わります。
- 議長(平良嗣男) 以上で5番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

〇 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前11時26分)

○ 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時40分)

#### ◇ 安 里 重 和 議員

- 議長(平良嗣男) 次に9番 安里重和議員の一般質問を許可します。9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) それでは一般質問を行っていきたいと思います。

1番、LED防犯灯取替修繕工事等について。

次の点についてお伺いします。

- ①LED防犯灯取替工事3工区の修繕工事費は、請負った業者が負担したのか、それとも村と請負業者で折半としたのか?
- ②これまでに修繕工事費として共通仮設費を100%で計上して発注した事例はあるのか? また、新 しく工事を発注して随意契約とした事例はあるのか?
- ③沖縄振興特別推進交付金事業で整備した防犯灯に係る施工について等の会計検査院に指摘された文書の公開は?
  - 2、コロナ禍での地元支援について。

他の市町村では、昨年度から新型コロナウイルスの影響で経済的に打撃を受けている住民へ支援金への足しとして首長等の給与の減額が広まりましたが、大宜味村にも減額方針の議案提出予定はあるのか、お伺いいたします。

3、与論・沖永良部定期船について。

日東商船は、昨年(2020年)4月に大宜味村塩屋漁港と鹿児島県の与論島(与論港)・沖永良部島(知名漁港)を結ぶ定期旅客船の就航を沖縄総合事務局に申請し今年(2021年)2月に許可が下り、7月就航予定でしたが、いつ頃から営業するのかをお伺いいたします。

〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

- O 村長(宮城功光) お答えいたします。
  - 1番目の①につきましては、3工区の修繕工事の支払いは行っておりません。
- ②につきましては、通常、修繕の発注においては、見積書を徴収し、見積価格を参考に予定価格を決定しております。今回の手直し費用に関しましては、村にも非があることから平成29年度当初発注した設計書を参考に諸経費を含んだ予定価格を決定しております。

随意契約での工事発注に関しましては、防災行政無線設備仮設庁舎移設工事がございます。

③につきましては、議員ご質問の文書につきましては、沖縄県の文書でございますので村において開 示することはできませんとのことです。

次にコロナ禍の地元支援についてでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大が地域経済や村民 生活に大きな影響を及ぼしていることもあり、本村としましても、地方創生臨時交付金を活用した、感 染予防対策事業や、地域振興券、マイクロツーリズムクーポン事業など、地域経済回復に向けた取り組 みを行ってきたところでございます。しかしながら、未だコロナ感染は拡大している状況下であります。 引き続き村民の健康や暮らしを守るため、関係機関と連携をし、感染拡大の防止、地域経済対策をしっ かり行ってまいります。

現在のところ給与の減額は考えておりません。

次に与論・沖永良部定期便についてでございますが、7月に就航を目指しておるとのことでしたが、 新型コロナウイルスによる社会情勢を踏まえ、現段階では令和4年3月頃と聞いております。

- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- **〇 9番(安里重和)** 今、①の答弁で、支払っていないという答弁がありましたけれども、支払っていないということは請負業者負担でやったという話だと思うんですよ。それはどうでしょうか。
- 〇 議長(平良嗣男) 建設環境課長。
- 建設環境課長(新城 寛) 3工区においては、物として実際に基本的なもの、ちゃんと設計どお

り行われているということで工事を完了しております。その後、何か所か住民のほうから苦情がございました。そこのものについてはどういうふうにやっていくかということで、請負業者等と調整をしながら修正を図ったところでございます。

- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- **9番(安里重和)** 今、3工区のものはなかったといったような気がしたんですけれども、当初から津波住区には8基あるんですよ。同じ工法で手直しをやったんじゃないですか。
- O 議長(平良嗣男) 建設環境課長。
- **建設環境課長(新城 寛)** 8基のほうも確認をして修正を行ったところです。その中で工事業者 との調整を図りながら修正を行いました。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- O 9番(安里重和) なぜ1 工区、2 工区は村が折半して、請負業者のほうから実質その折半分を請求せずに施工となったんですか。
- O 議長(平良嗣男) 建設環境課長。
- O 建設環境課長(新城 寛) そこにおいては、1工区、2工区は総務課のほうで工事を行っております。3工区について、うちの建設環境課のほうで施工を行いました。その中で現場代理人、そことの調整を図りながら我々どうするかということで調整を図った結果、大丈夫でしょうという話の中で修正を図ったところです。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) 3工区のほう、自分たちで瑕疵だと認めたということですよね。
- 〇 議長(平良嗣男) 建設環境課長。
- **O** 建設環境課長(新城 寛) 瑕疵だと認めたわけじゃなく、そこの範囲内で調整が図られたという ことで我々は認識しております。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) そこの範囲内というのがちょっとよく分からないんですけれども、もう一度説明お願いできますか。
- 〇 議長(平良嗣男) 建設環境課長。
- O 建設環境課長(新城 寛) 電柱を移設するのにどれぐらいの費用というか、そこかかるかという 話の中で、我々工事を依頼しました。工事の範疇の中で移設が可能という話の中、諸経費の中での捉え 方です。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) 今のも、ちょっと十分理解できないんですけれども、1 工区の修繕請負契約では、折半した請負金額455万650円ですが、請負業者負担分を合算した金額は911万1,300円になります。2 工区は折半した請負金額65万7,800円ですが、請負業者負担分を合算した金額は131万5,600円になります。1 工区、2 工区を合わせると1,042万6,900円となります。令和3年3月の定例議会での答弁では、修繕請負ということで新たな契約をしておりますので、請負比率は適用せずそのままの価格で契約しているとの答弁でした。しかし、令和3年6月定例議会一般質問では随意契約だとの答弁でした。随意契約は履行成立するんですか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) お答えいたします。

この工事の変更契約等ではなく、新たな契約ということで申し上げまして、この修繕に関しては随意 契約、自治法の施行令の法に基づきまして、決裁をして随意契約しているところでございます。

- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- O 9番(安里重和) あのですね、随意契約というものと変更契約というのは全く意味が違うんですよ。総務課長、あなたそれは分かりますか。随意契約ができる金額。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

今、議員がおっしゃるのは、自治法施行令の167条の2の1号のほうで金額が定まっておりまして、その工事の額が130万円を超えるものについて、その契約ができるのかということでの趣旨でお答えいたしますが、その167条の2項のほうには、1号のみではなく、9号までの条項がありまして、その中での、やはり安全性が保たれていないということですので緊急性を考慮して、また折半する等ございましたので、事業者が特定されるということでの随契となっております。

- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) 私、今、そのほうで全部ここに持っているんですよ。自治六法も持っています。 これは理解の取り方だと思うんですけど、130万円を超えないものとして、まず第1項に入っているん ですよ。ああ、第2項だ、167条第2項の1項ですね。これは130万円を超えないものとするというのは どういう意味でしょうか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) 自治法施行令の167条の2のほうでは、1号のほうで金額がありまして、 超えないものとするというところがございますが、5号のほうで、緊急の必要により緊急性がある場合、 今回のほうもそうでありますが、そこら辺、また業者が特定される場合等は随意契約ができるものだと 考えております。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) 130万円を超えないときには、この5号が該当すると思うんですよ。130万円を超しているものですから、該当しないんじゃないですか。その次のページには全部該当する理由等もありますよね。それは通っていますか、該当理由に。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) この緊急性がある場合と、事業者が特定される場合等々の場合には、随契のほうは該当するものだと考えております。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) もう受け取り方の違いかと思いますが、私はまず該当しないだろうと思っております。

随意契約の理由とかを公表していますか。

- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) 自治法のほうで定められております公表につきましては、障害者施設でしたかね、そちら辺の契約等は公表が求められておりますので公表しておりますが、通常の随契のほうは公表等は行っておりません。

- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- **〇 9番(安里重和)** 今、通常の随意契約と言いましたけれども、私から考えたら、これ通常の随意 契約じゃないんですよ。どこが通常の随意契約でしょうか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) 申し訳ございません。今、通常という表現は誤りでした。やはり入札が基本ですので、入札できない場合での随契となっておりますので、通常という表現は誤りでした。申し訳ございません。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) じゃあ、それでしたら、入札というのはできないと。見積書だけでやったと。 この中にも実際ありますよね。2者以上から見積りを取ったほうがいいと。じゃあ、なぜ1者だけに 絞ったんですか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) 先ほども申し上げました、この随契のほうの施行令で定められておりますのは、緊急性がある場合と業者が特定される場合等で今回随契を行っているところでございますが、今回の修繕に関わる予定価格につきましては、随契の場合には見積書等のほうを徴収して予定価格のほうを定めるんですが、今回はこの平成29年度当初の設計書を基に、こちらのほうで予定価格のほうを定めておりますので、業者からの見積り等を参考での予定価格の決定ではないということであります。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- **〇 9番(安里重和)** 私、前の議会でも言いましたよね。この見積書に業者名が入っているんですよ。 そこを確認しませんでしたか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) その見積りに関しましては、積算基準書では、単価がないコンクリートの割る部分ですね、その部分については見積りを取っておりますが、全体額につきましては基準書を基に作成しているところでございます。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) 本当にこの問題に対して、私はもう手を引きたいんです、気持ちから言って。 ただ、私にもやはりプライドもあるんですよ、土木施工監理技術者としての。また村民からお願いされ て、私、それだけ強く出ていますから、どれだけ嫌われているか分かりません、皆様から。私この問題 に対して百条調査のつもりで行っています、これまで4回質問してきました。もう視野に入れようかな と、今そこまで入っています。これまで私の質問に対して、虚偽の答弁とか、その場しのぎで適当に答 弁したことはありませんか。
- O 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) 虚偽ということではないんですが、私も一般質問のものに当たって、過去のものを読み返すと、1工区の表現を、喜如嘉住区という表現があったものとか、やはり最初の質問、1回目の質問のところはですね、しっかり答弁書のほうを作成するんですが、2回目以降のものについてはなかなか準備不足のところもあって、そういった中身はあると思うんですが、自分の中で今記憶しているところは、地区での表現等の誤りはあったものかなと思っております。
- O 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

- 9番(安里重和) これまでの私の質問に対して一貫性がないものですから、それを確認したんで すよ。実際、大宜味村監査委員より指摘を受けた、2款総務費、8款土木費において、補助金にかかる 予算の執行の適正化に関する法律などに基づき、適正予算を執行しなければならない。今回の事態が生 じていることは誠に遺憾であると指摘を受けています。この指摘に対して、村はどのような対応をやっ ていくんでしょうか。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 〇 総務課長(知念和史) お答えいたします。

会計検査院のほうから指摘を受けまして、12月補正で修繕費のほうを議会のほうに承認していただい たんですが、その前の月ですね、その前に村長のほうから、やはりこの事業に関しましては一括交付金 でありますので、一括交付金はこの事業化だけではなくて、ソフトを含めると各課にまたがるというこ とで課長会を含めて、全職員でその検査、指摘を受けたことを情報共有し、また再発防止に向けてしっ かりと取り組むようにということでございます。

- 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。
- 9番(安里重和) 今まで4回質問してきましたが、次回も質問をしていきたいと思っています。 実はですね、会計検査院は大体11月頃にホームページで開示される予定が入っています。それでまと めとして次回も質問していきます。それは頭の中に入れておいてください。

次、2番目のコロナ禍での地元支援についてですが、これは参考としてですけれども、新聞報道で隣 村の東村では村長の給与、昨年7月から今年の3月までの9か月分、給与20%減、国頭村では去年7月 から9月までの3か月間、村長の給与10%減、教育長5%減とする議案を昨年6月定例会に提出してい ます。村では今その予定はないと言っていますが、今それを聞いて、実際村長はどう思われますか。

高長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 0時01分)

〇 議長(平良嗣男) 再開します。

(午後 0時02分)

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- O 村長(宮城功光) お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、コロナ対策関係の経済対策は、国の地方創生臨時交付金を活用して やっておりましてですね、さっき答えたような状況でありますけれども、もし村の財政から基金を崩し てやるというふうなことになれば、やはり当然、三役の報酬の減額、そういうものも検討しなければで きないんじゃないかなというふうに思っているところであります。

- 議長(平良嗣男) 以上で9番 安里重和議員の一般質問を終わります。
- 〇 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 0時03分)

〇 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉 浜 覚 議員

- 議長(平良嗣男) 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。
- O 8番(吉浜 覚) 始めます。1. 安心・安全・健康で拘束のない生活について。
- (1) 村は、2018年に村立農村環境改善センター前バス停留所の待合所施設屋根の腐食劣化で危険なので撤去要望が区長からあり撤去をし、2020年6月19日に新たな設置はバス協会に要望していると言っているが、バス利用者が雨や日差しが強い日の利用に支障をきたしている。

また、2020年11月30日に村教育委員会はスクールバスの待機場所を路線のバス停留所から改善センターに変更して対応している。しかし、スクールバス利用者以外の村民はじめ利用者は待合施設がなく困っているが、いつ設置できるのか説明を求める。

- (2) 村は8月21日付のホームページで村立歯科診療所における新型コロナウイルス感染者の発生と臨時休業についての広報があった。また、8月20日、21日にスタッフ2名の感染が確認されたので、9月3日まで臨時休診者の発生したことと、8月16日から20日の受診した患者には自己管理による経過観察をお願いしている。また、村内感染情報によると8月の県公表日、確定日とも24日の1名の感染者数となっている。医療スタッフは村外の感染者で、通院患者か介護施設で訪問診療を受けた患者に感染したのではないかと不安が拡散している。また、9月6日、大宜味中学校の生徒が感染したので臨時休校にすると通知がある。村立施設、公園や海浜等の運営等の対応がまちまちである。個人のプライバシー尊重と感染拡大防止の両立をどう成し遂げるか。村民が安心安全な元の生活や経済活動などを取り戻すため、村全体でこの危機を乗り越えていく感染拡大防止と社会経済活動の対策はどうするのか説明を求める。
- (3) 村内の介護サービス施設がデイサービス事業廃止に伴い利用者と家族はサービスの低下で困惑しているところである。村はこれまでどおりのサービスが受けられるよう、利用者の引継ぎ先については確りと調整していただきたいと考えているとしているが、どのように調整をし、どのようなサービスが受けられるようになるのか説明を求める。
  - 2、透明性や公平性、公正な行政運営について。
- (1) 村長は、公共工事等の予定価格の事前公表については、公表することにより予定価格が目安となって、競争が高まることと、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易におこなわれる可能性があることから、村としては契約締結後に公表すると主張を続けている。しかし、最低制限価格の複数設定については今年度から実施しているとの報告で改善が見受けられる。予定価格は設計価格であり、入札価格は予定価格に近いほうが適正で健全と考える。したがって、予定価格の事前公表することにより入札額の高止まりになるというのは筋違いと言える。繰り返し特定の業者との最低制限価格の入札割合がほぼ100%で、工事施工や検査の杜撰さが浮き彫りになった事例は癒着そのもので、最低制限価格の複数設定については改善されたことは評価ができる。しかし、官製談合疑惑を生む現制度を続けることについては、村長の驕りであり利権行政ともいわれてもおかしくない。品質確保を追求し真面目に工事に取り組む業者や村民に理解の得られる入札制度や検査制度等の透明性や公平性、公正な行政運営で持続可能な社会づくりを推進していくためにも予定価格の事前公表は不可欠と思うが改善はないか説明を求める。

(2) 7月12日、塩屋小学校跡地活用事業住民説明会で事業者による①旧塩屋小学校跡地活用事業の経過、②バナメイエビ養殖事業の再開に向けた取り組みについて説明があった。質疑応答では、塩屋区の住民から「母校の運動場に穴を掘ってエビを養殖するのはとても容認できない」、「養殖事業時に騒音や悪臭に悩まされた」、「最初の事業説明とは違い、閉鎖的な施設になり、心のよりどころをとりあげられた」等、当初計画を無視したエビ養殖事業を疑問視し反対する不信の声が多数の中、「事業をする場合には、賛成も反対もいるので住民の理解を得ながら推進するとよい」との意見があった。村広報で新規事業(養殖事業)の承認取り消しや村と事業者との協議で事業者側として今後、事業の再開を目指す旨の確認等を行い住民の理解を得るとして、事業者主催での開催でしたが、事業を許可する立場の村からは一言の説明もなく、問題解決の糸口は見つからなかったことを説明会に参加した者として、この場を利用して村長に報告をする。

また、①跡地活用事業に伴う事業計画追加及び貸付物件の現状変更については、昨年3月10日、村長は事業者に対して承認をしている。追加事業計画にはエビ養殖事業実施体制は琉球フーズ(株)としている。承諾の補足には、騒音、排気、排水等により近隣に迷惑をかけないように協調を保たなければならない。また、新規事業を実施に当たり、相互理解の場を設けるなど地域の理解を得るなどの説明があるが、何時、何処で、誰から理解を得たと報告が確認とれていないのに事業を実施しているのではないか。

②学校跡地利用の資格条件は、事業の実施に必要な能力を有しているとし、当該資格の基準日は告示現在となっている。当初計画で選考されたものの、ほとんど計画を実施していないことは必要な能力を有してないといえる。また、2017年8月10日が事業の募集告示となっているが、同日10月1日付けのシージュース(株)の委任状によると、大宜味村ユーティリティーセンター(仮名)は、公募に係る権限を受任したとし、誓約書では、各要件等が事実相違する等が発覚した場合、応募申込みを無効にされても異議がないことなどが明記されている。2018年1月5日の選考結果の通知を受けて後の4月5日に一般社団法人大宜味ユーティリティーセンター設立登記をしていることは、募集告示基準日には資格条件はなかったと受任者が誓約書で自ら事実と相違があると仄めかしていることが読み取れる。

塩屋小学校跡地活用事業の募集から契約締結、エビ養殖事業までの行政行為については不当だとの認識があり、現契約を破棄し、施設の原状回復をすべきだと思うが、村長の説明と顧問弁護士の見解を求める。

〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) お答えいたします。

1番目の(1)につきましては、路線バス利用の皆様方にご不便をお掛けしておりますことをお詫び申し上げます。バス停の設置につきましては、引き続き沖縄県バス協会に要請してまいります。

このバス停につきましては、村の施設ではなくて、バス運行しているバス会社さんの設置でありますので、村がどうのこうのというふうなことはできません。要請だけはしっかりとやっているつもりであります。

(2) につきまして、感染防止について、大宜味村内での感染発生が起こらないよう、今後とも全力で対応してまいります。

また、村民の皆様にも感染対策の徹底した行動を今後とも心掛けていただくようお願いしたいと思っ

ています。

社会経済活動については、コロナウイルス感染症の収束は、県内及び全国の状況を鑑みても早期とならないことは残念でございますが、村内の販売店等を活用してもらい、地域内経済循環の促進に努めてまいります。

(3) につきましては、デイサービスおおぎみの廃止に伴う利用者の引継ぎ先等の指導については、 沖縄県介護保険広域連合が所管する業務となります。村としては広域連合の担当課と情報共有を図り、 新たな事業所公募について調整してきたところであります。

また、利用者のケアマネにおいても同事業所で受けていたサービス内容を、可能な限り低下させないよう、引継ぎ先及びサービスの組み合わせを工夫するなど調整を行ったと聞いております。

- 2の(1)につきまして、前回もお答えしましたが、予定価格の事前公表につきましては、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が容易に行われる可能性があることから村としては、契約締結後に公表してまいります。
- (2) につきましては、理解を得たと報告確認がとれていないのに事業を実施しているのではないかとのご質問に対しましては、申請前の行動において塩屋地域、漁民への説明を行うなど取り組まれているのを承知しておりましたが、コロナ過の影響により十分な説明会などができなかったことも事実でございます。事業を行ううえで制度的、法的な取り組みもクリアされていることを確認し、承認を行ったものです。

また、当該事業者の申請においての行政行為不当とのことですが、募集要項の応募資格で、国内に主たる事務所を有し、村内に事務所を設置できるもの。そして法人または団体による応募が可能であり、申請時において、一般社団法人大宜味ユーティリティセンター(仮称)として、シージュース株式会社からの委任を受けた団体としての申請となっており、新規法人設立を見込んだ申請となっておりました。申請様式においても、新規法人設立が可能な行為として示しておりましたので、行政行為としての不当はないものと考えております。

- O 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。
- 8番(吉浜 覚) 1の(1)、村長は毎回バス協会に引き続き要請していると。そしてバス協会が建てるものです。村内には、村が設置したバス停もあります。それから辺土名高校の前には県が建てたバス停待合所もあります。そういうことで、そのまま引き延ばすこと自体が問題あるかと思っております。去る昨年度の事業で、芭蕉布会館のトイレはさっさとできておりますので、ぜひ参考に、バス協会がなかなか前に進まないようでしたら、村民のことを思えば村が建ててもいいと思いますので、再考をお願いします。

それから1の(3)、今、程度を落とさないように調整しているということを言っているけど、まだ調整がスムーズに行っておりません。その辺のことをきちんと確かめて認識していただきたいと思います。

それから2番の(1)、村長は毎回同じことを言っているけど、なぜ村長は最低制限価格の件については認めたけど、予定価格には認めないんですか。それで予定価格の中には村がやるべき工事の成績評価とか、そういうのがあると思います。それと工事成果評価の通知を出しているのか、その辺を聞きたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

予定価格の事前公表につきましては、先ほど村長が申し上げられたように、これまで何度か同じ答弁をしておりますが、こちらにつきましては、村のほうの担当者と話合いをして、このように決定したものでございますので、また北部の市町村におきましても名護市のみがこの事前公表を行っており、ほかの市町村もやっていないことと。しかしながら、議員の御質問もございますので、これから先ずっとやらないということではなくて、各市町村情報交換をしながら、本当にデメリットよりもメリットのほうが大きいようなことがあるんでしたら、また考えていきたいと思いますが、当面の間は事前公表につきましては、大宜味村としては行わない方向でございます。また、評価のほうの通知に関しては出しておりません。

- 〇 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。
- 昨年の9月定例会で、黒ずみの入札結果報告や村電気設備工事請負が、特定業 〇 8番(吉浜 覚) 者が最低価格のほぼ100%を受注している事例を指摘し、予定価格の事前公表と入札時における最低制 限価格の複数設定方式の制度改善を求めた。その後に私は、県警特捜に事情聴取を受けました。特捜は、 入札不当における資料や職員配置名簿を提示し、官製談合につながる可能性のある状況調査であった。 そのことを私は議会事務局長立会いで議長に対し、県警捜査に官製談合疑惑を事前聴取されたことの報 告と、議長から村長に請負工事等における官製談合防止のための予定価格の事前公表と入札時における 最低制限価格設定方式への制度改善を村長へ要請するよう願い出た。しかし、今年の4月から入札時に おける最低制限価格の複数設定方式は採用されたが、なぜ予定価格の事前公表の実施はないか。それは 業者に対する影響力を保持するために予定価格は公表しないと見ている。片方は、改善しているのに、 そういうことではないかと私は思っている。村長、その件について公表、名護はやっているがほかは やっていないと、そういうことじゃなくて、さらに国土交通省、財務省は総合評価方式は公共工事の入 札で受注者を決定する方式の一つ、競争入札の意思であるが、従来の価格競争で競争入札では業務の遂 行能力に問題があることを防げなかった。社会経済の多大な影響を及ぼし、問題となったため従来の発 注方式を補完する発注形態が必要になった。これは全自治体に通知が行っていると思います。なぜそう いうことを言わずに、しきりに談合が高まるんだということで言い逃れて、それは村長があくまでも業 者に対する影響力を保持したいからというふうな認識しか私は持っていません。その件を、両方改善を 求めるようにぜひしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

最低制限価格の複数方式については、やはり村のほうで決定したというのはこの予定価格の事前公表及びデメリットがないということ。また、議員先ほど最低制限価格に100%近い価格での入札だったということがございますが、やはりそこら辺は予定価格に近い落札があったり、そこはやはり企業側の高い精度での積算のもとと、村としては考えております。これからずっとやっていかないということではなくて、今後ともいろいろ情報交換しながら、検討していくということで、とりあえず村のほうでの事前公表については行わないということは決定しております。

- O 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。
- 8番(吉浜 覚) 今、やるべきことは、さっき総合評価方式というのは平成16年に通知出されて

おりますよ。それで決めたからということで言っているけど、この談合疑惑というのは晴れません。だから官製談合を防げるような方法として、ぜひ一日も早くやるべきだと。私はそれをずっと引きずっているんじゃないかと。それでそういうことを警察やほかのものがそういうふうな疑惑を持っている自体が大宜味村の信用を失うことであって、それで私は議長に申し出て、ぜひ改善をしてくれるようにという要望ですので、再度検討してください。

それから塩屋小学校の利活用について説明をしているというんだけれども、承諾を受けたのかと、そういうことでやっているんですけれども、承諾も受けないで事業もしている。さらに入札のときについては、委託を受けているというのは申込みの委託を受けているんだって、契約の委託とかそういうものじゃないですよ。それと、通告書で顧問弁護士の見解を求めているけど、見解の回答もないです。どうなっているのか再度答弁求めます。

- 〇 議長(平良嗣男) 副村長。
- 副村長(島袋幸俊) では、ちょっと入札の件についてお答えしていきたいと思います。

確かに国、総合事務局あたりから総合評価の話もあります。しかし、村は村内業者を育成するため、育てるために指名競争入札を主にしております。その中で総合評価方式になったときに、村内業者が村内の事業を受けられないようなことが起こってくるのではないかということで、今は指名競争入札、村内業者の育成を目的として、村長の施策としてそれを行ってきております。最低制限価格の近い入札というのは、業者にとっても非常にある意味儲けが少なくなります。予定価格に近い数字というのは、設計の価格ですので、ある程度の利益を見ることができると思います。最低制限価格に近づくということは、今、なぜ最低制限価格ができたのかというと、やはり低入札をすることによって業者の負担、あるいは今、ほとんどの工事が分業制となっております。建物を造るために型枠、あるいは鉄筋工等そういうのがあります。そういうのを分業していきます。そのときに下請する業者にも元請の会社の従業員にもそのあたりは不利益が出てきます。そういう意味で最低制限価格が設けられた経緯があると思います。それを最低制限価格100%近づいたということは、会社にとっても非常に不利益なことではないのかなと思っております。それがあくまでも村が何か誘導したような形に捉えられてしまうんですが、そうではないと思います。やはりそこで各会社が競争した結果が予定価格より落ちた金額になっているのかなと思っております。

- 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 売) お答えします。

塩屋小学校の申請時、平成29年当時の申請時につきましては、募集要項、先ほど村長からも答弁ありましたとおり、募集要項でも国内に主たる事務所を有して、村内に事務所を設置できるものというものがまずあります。それと法人、または団体による応募が可能であるというところがあって、それプラス応募様式のほうにも新規法人設立ということが明記されております。なので事業者からしますと、応募したときに法人設立がどうかというのは確実にないといけないという要件にはなっていなかったということになります。それで、例えば募集をして、公募して、応募して審査が通らない場合、新規法人設立というのは無駄になると思いますので、事業者はそこのリスクは控えるようにということになると思いますが、今回の件は、応募者としては仮称で委任、シージュース株式会社が法人であって、一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターは団体ですね、まだその当時は団体。採用された場合には法人登記をして、しっかりと大宜味村に住所を有して事業所として成り立つというところの応募になっておりま

したということで、行政行為というか、不当ではなかったとの認識でございます。また、弁護士のほうの見解というのは、我々直接求めてはおりませんが、昨年度からの問題があったときに、いろいろ今後の手続等、文書のやり取り等の相談もさせていただいておりました。こういった件も含めてにはならないんですが、特に大きな指摘は受けてございません。以上です。

- 〇 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。
- O 8番(吉浜 覚) 入札関係、私も最低制限価格は好ましくないと思っております。ただし、ずっと調べていたらほとんど100%に近い特定業者がずっと受けております。それで官製談合疑惑だということで私も思っています。副村長が言われたように、私は設計価格はこの予定価格と同等ですから、これが一番適正だと思います。だからこの総合評価方式の関係もあるんですけれども、そういう方向で業者が持続可能な事業ができるように、それを持っていくべきだと私は思っています。その意味でも競争がどうのこうのということで、この総合評価方式をやると価格が低いほうでも内容がよければ受かるわけだから、それで予定価格に近いところもあります。だから育成する意味でも予定価格は事前公表したほうがいいです。さっき副村長から言われた件についても。だから予定価格は設計価格で適正価格だと思うので、高止まりするとかという話にはならないと思う。その辺の改善を一日も早くやっていただきたい。

それからエビ養殖については、何で本人が申請して、委任受けて、募集の委任を受けたというようなことと、それからこういう問題について顧問弁護士の見解を私は求めているのに、聞いていないという、そういう態度は何かというのは、村民や議会を無視しているのか、馬鹿にしているの。通告書でも出しているわけだから、それなりに答えるのが当たり前じゃないですか。

それでその件は、次にまた話しますが、今後、確かに何か説明会があるごとに説明はしているけれど も、実際、承諾をもらって、この変更契約の中には承諾書、書面でもらったほうがいいというふうな質 問もしているわけだから、どこでどういうふうにもらったのか。その辺も説明していないけど、今後ど ういうふうにしていくのか、それを答弁求めます。

- 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- O 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えします。

3月に承認を一旦取消しさせていただいておりますが、その後、事業所との調整、協議を重ねているところです。それで我々としては今、住民の理解を得られるように努力してほしいというところで指導的な形でさせてもらっていて、住民の理解というのをどれぐらいの形で、またどういう形で得るというのが我々も意見をどのように取るかというのは、できれば事業者のほうもしっかり頑張ってほしいし、あと行政としては意見とか、区長会で意見をもらうとか、そういったところをやりながら、最終的には村長の判断で承認するかどうかというのを決めていきますよというところの話はさせていただいていて、ただ、8月の20日に再申請が上がってきております。エビ養殖事業に関して再申請させてくださいということで、申請書類は上がってきて、それで9月いっぱいでの回答を求められてはいますが、我々としては今9月いっぱいでの回答というのはできないだろうということがあります。それはこれまでもそうだったんですが、住民説明会等をしようとしてもコロナ禍の中でなかなかできなかったりとか、区長会の中で説明しようとしても、区長会のほうからも今はやめてくれというような形で、やはりそういうこともあって前回議員がおっしゃっていた説明会を受けたということがあるものは、独自で事業所をやっているものをやっていますが、今後この申請を受けたものに対しては、我々は調査をしながらどういっ

た事業内容でちゃんとやっていくのか。昨年度もそういったことで文書のやり取りで調査をしてきましたけれども、今年度もその調査、書類に不備はないかとか、そういったものを確認しながら、あとは住民の意見をどれだけ我々が把握できるかということも努めて、最終的な判断に、村長の判断ということで確認していきたいと思っております。

- O 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。
- 8番(吉浜 覚) 業者任せにやって、実際承諾をしたのは村ですよ。村が要項に基づいて変更をオーケーしたんですけれども、その内容について住民に理解を得られること。理解を得られることということで確認もしないでそのまま事業を走らせて、事業者任せにしていいのかと。それほど村は当事者意識を持っていないのかと。この答弁については私はそう思いますよ。ちゃんと得たというサインがあってこそ事業をさせるのが当たり前であって、やって後から、その病気の問題があって、それでほとんどの人が分かったんじゃないですか。だから私は、この関係でも癒着だということでね、手心加えているんじゃないかと。それは村としてのきちんとしたその要項に沿ってやっているのであれば、ちゃんとその住民の理解、代表の区長会からだけ承諾を得てからさせるというのも問題があります。村自体がきちんと先頭になって業者を指導するぐらいじゃないと駄目じゃないですか。今のだったら相手の責任であってくれというふうにしか見受けられません。このエビ養殖と、それから入札関係それぞれもう一度、返答をもらえませんか。時間内に、私も目いっぱい使いますが、それぞれ返答お願いします。
- O 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 売) お答えします。

塩屋小学校の件になりますけれども、業者任せということはないということを御理解いただきたいんですが、先ほど議員がおっしゃっていた業者任せというのは、我々先ほどの、私の答弁のほうでもさせていただいておりますが、申請が上がってきております。申請が上がっている中でいろいろ調査、また新しい申請書類等、確認したい事項がありますので、その調査を今行っていて、9月に求められている回答のほうも調査をしながら区長会であったり、住民の意見ももちろん把握しながらですので、そういったことをして最終的には村長判断とさせていただきたいということが回答になります。

- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) 予定価格の公表につきましては、やはり不正な競争が行われやすくなる、 また業者の見積り努力等も損なわせる等、いろいろな観点から総合的に当面の間は公表は行わないと なっております。
- 〇 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。
- 8番(吉浜 覚) 塩屋小学校の関係については、今後もまた出ると思うけど、弁護士の見解とこれからの方向性をきちんと広報などにも載せて住民に分かるようにやっていただきたい。それから入札関係については、ずっと同じことを言っているけど、村がすべきこと、この工事の成果評価なども出していないし、要するに適正価格が予定価格だから、さっき副村長が言われたように最低価格にはかなり業者に対しても無理があると。皆さん方、公務員の給料は人勧が出てこの額ですということで、これが参考にして採用されるわけだから、設計価格が出てきたら本来はそれでやって、下請の方々にもきちんとした形で、維持できるような形でやるためにも私は予定価格に近い方がいい。だから予定価格はどういうふうに、ただ金額だけで入札していくと問題があるので、総合評価方式の件は。
- O 議長(平良嗣男) 吉浜覚議員の質問はこれで終わりました。

#### ◇ 宮 城 貢 議員

- 議長(平良嗣男) 次に7番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。7番 宮城 貢議員。
- **7番(宮城 貢)** すみません、マスクのほうがずれていますけれども、質問はこの形でお願いします。

コロナウイルス問題の施策について。

- ①ワクチン接種状況について、最新の状況、今後のタイムスケジュール、接種対象者を伺います。
- ②地域振興券について、前年度の実績、送付対象者の数、利用枚数、収支金額、今年度の取組はどうなっていますか。
- ③OMT (大宜味村マイクロツーリズム) クーポン事業について。前年度実績、今年度の取り組みはどうなっていますか。

村行政全般について。

- ①ふるさと納税の返礼品マンゴー (アーウィン) 未発送について。対象者からのクレームは何時から、 どの程度、対応についてのクレームはありましたか。
  - ②企業誘致について伺います。活用事業者公募業務の進捗状況はいかがですか。
- ③大宜味村第二次観光振興基本計画のサブタイトル「自然と文化が織りなす、優雅な茶寿の里を目指して」とあります。具体的な『茶寿の里』構想を伺います。
- 〇 議長(平良嗣男) 村長。

(宮城功光村長 登壇)

O 村長(宮城功光) お答えいたします。

コロナウイルス関係につきましては、①についてですが、9月8日時点のワクチン接種状況については、接種対象者が2,818名、1回目接種者2,199名、2回目接種者1,911名となっています。9月中には村民全体の約70%の方が2回目の接種を終える予定となっています。今後のスケジュールとしては、接種希望者への接種は概ね完了したと思いますので、これから12歳に到達する方や転入者等の未接種の方々について、県が設置する大規模接種会場や県と調整し、枠を頂いている名護市で接種していただくことになります。

②につきましては、昨年度の送付対象数は、3,077人分で、児童生徒の要保護、準要保護対象者61人分に追加交付となっております。利用された枚数は3万497枚で、3,049万7,000円の実績となっております。今年度の送付対象は現時点で3,063人、個人あて発送しております。利用については、今月から可能となっております。利用可能な登録事業者においてはノボリが目印となっております。

また、利用条件として一人当たり1,000円分の10枚で、その内、登録事業者全業種対応分を8枚、飲食店専用分を2枚とさせていただいております。

③につきましては、OMTクーポンの種類別に、宿泊事業のぶながやクーポンで、村民分240枚、県民分823枚、体験事業のシーちゃんクーポン村民分が301枚、県民分が1,517枚、計2,881枚、金額1,396万2,130円分利用されており、予算額から95.4%の実績となっております。

今年度は、8月開始を予定し準備を進めておりましたが、緊急事態宣言の継続と全国的にもワーストの続く県内の状況下であることから、感染拡大防止のため、事業を止めております。

なお、その他につきましては、詳しくホームページ等で掲載しておりますので、どうぞ御参照いただけたらありがたいと思っております。

それから行政全般についてでありますけれども、①については、ふるさと納税返礼品であるマンゴーについては、出荷のシーズンとして7月から8月末まででありますが、8月12日あたりからマンゴーの到着を期待する寄付者からの問い合わせがありました。発送状況の確認をしたところ、希望されたマンゴーの発送ができない旨報告があり、当該農園を調査し状況の把握を行い、村ホームページにお詫び文の掲載を行い、該当寄付者へ対応のメールをさせていただいたものです。

担当課職員においては、現在も電話等で対応を行っているところでございます。

②につきましては、旧喜如嘉小学校跡地活用事業者の公募に関しまして、村広報誌にも掲載させても らっておりましたが、今月より公募を実施しております。

③につきまして、質問にある文言につきましては、大宜味村の第二次観光振興基本計画において、大 宜味村が目指すべき姿として表現したものとなっております。本村の観光振興は先人達から受け継いで きた自然と文化、そして、それを活かす人々が健康で、持続可能な社会づくりをしていくことを目指し ているものです。

具体的な取り組みにつきましては、3月定例会時にも報告説明させていただきました計画書に表して おり、概要版については村全世帯へも配付してございます。ぜひともご参照していただきたいと思いま す。

なお、今の質問関係については、村のホームページや広報紙にも掲載をしておりますので、その辺も 参考にしていただけたらありがたいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- 7番(宮城 貢) 確認いたします。

接種対象者のほうは、12歳以下も接種対象者となるということでよろしいでしょうか。

- O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(佐久川紀亮) お答えいたします。 接種対象者については12歳以上の方となります。
- O 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- **7番(宮城 頁)** 現段階では12歳以下は対象者じゃないということですか。今後は、12歳以下というのも何と言うのかな。今、実は小学生とかに結構出てきているんですが、村民の中からとか、学校関係者のほうからとか、そういう12歳以下のワクチンについてもそういう要望とかはないですか。
- 〇 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(佐久川紀亮) お答えいたします。

国から示されている基準が12歳以上と今現在はなっておりますので、現在は12歳以上しか打てません。 ただし、今後国のほうから緩和等が出てきた場合は、またその方々も対象になるかもしれないです。

- 〇 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- 7番(宮城 貢) ワクチンの接種で、65歳以上の方ですが、村全体で対象者2,818名、広報のほうであった65歳以上、1回が1,087名ということで、あと残りの149名、この65歳以上というのはつまり数の中ではあるんだが、それは接種を受けないということなのか、接種を受けられない状態というか、145名というか、その数というのはどういう感じになりますか。数としては対象としては上がっている

んだが、それは接種が不可能ということですか。

- O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(佐久川紀亮) お答えいたします。

個別のケースについてそれぞれこちらで把握しているわけではございませんが、中にはおっしゃるように接種を希望しない方もいらっしゃいますし、ほかに何らかの事情、病気とかそういうものでできない方もいるかと思います。ただ、全数を確認しているわけではございません。

- O 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- **7番(宮城 頁)** 同僚議員のほうからもありましたが、新型コロナワクチン接種関係について、 大宜味村はかなり順調に行っているんじゃないかと。65歳以上も87.9%とか、それは1回目なんですが。 そういう形で、あと残りまだあるんじゃないかという数があるんだけれども、それがそこまで打てる状 況じゃないというか、そこまでほぼワクチンが打てる年齢の65歳以上の方はほぼ打っているということ でよろしいでしょうか。
- O 議長(平良嗣男) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(佐久川紀亮) お答えいたします。

65歳以上の方々に関しては5月頃から接種も始めております。これまでの間、何度も周知もいたしておりますので、希望者に関しては既にほぼ接種したのではないかとこちらのほうでは考えております。

- O 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- 7番(宮城 貢) 地域振興券について伺います。

この地域振興券についての去年の実績の中で、当初予定していた金額的なものがありますが、それと 実際やって、券を配布して、その後、使った分のものに対して換金というか、それが事業者であると思 うんですが、これの、行政のほうで予定していた金額というか、それの収支はお答えできますか。

- 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- O 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えします。

先ほど村長からも答弁がございましたけれども、昨年度の送付対象者数というのが3,077人分のものが対象となっておりました。これに1,000円を掛けていただきたいと思います。とすると、3,077万円というのが予算ですね、配布された枚数になっておりますので、そのうち換金されたのが3,049万7,000円ということになります。そうしますと、大変申しわけありません。計算しますと……約99%の実施率ということになります。以上です。

- O 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- **7番(宮城 貢)** 大変いいような形で数字が出ていると思います。今年度、差額があったらもしかしてまた、国とか県に返したのかなという思いもあったんですが、それを当初予算のほうをほぼ村内で利用できたということでよろしいですね。

実は、今年度も9月から始まっていますが、同僚議員の話していた食糧支援関係あたりが、もしかして券あたりでできるような形がもし行政のほうで取れるのであれば、実質、物自体というか、つまり大宜味村で買い物ができる券で何か食糧支援等がもしできるようだったら、その仕組みというか、それも検討してもらいたいと思っています。

あとOMTに関して、今年度の取組は、村長のほうで先ほどお答えになっていたと思いますが、これについての前年度実績、金額ベースでどうなりますか。

- O 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- O 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えします。

この答弁の中でもありましたが、予算額というのはこちらで把握できないんですが、利用された金額が1,396万2,130円の利用がありました。その予算額から率を出してはいるんですが、95.4%実施されているというところであります。これは予算額からの実施での率ですね。昨年度です。

- 〇 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- 7番(宮城 貢) 今年度の予算額としては、たしか、補正予算でも出てきたと思っているんですが、すみません、確認になります。
- 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- **〇 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮)** お答えします。 今年度は1,307万5,000円を予定しております。
- 〇 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- **7番(宮城 貢)** ふるさと納税返礼品マンゴーについてですが、今、村長のほうからも話したとおりホームページのほうでおわびということで、8月10日か15日付で出ていますが、この件はもう対応ができたということでよろしいんですか。
- 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 売) お答えします。

実は、まだ対応中でございます。数がですね、ホームページにも掲載しておりますけれども、約3,000件近くの対応が必要となっております。今、実際取れているのが2,000件ほど、あと1,000件ほどがメールが届いていないとか、対応をどのようにしていいかということがまだ確認が取れていない部分がありますので、まだ対応中でございます。9月10日までに第1回目の対応を、どのような状況になっているかということを求めておりましたが、実際、先ほど2,000件ほど、あと1,000件ほどがまだ確認取れていないということで、現在も対応中です。

- O 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- 7番(宮城 貢) 約3,000件、何か寄附の金額の枠で、たしかあったと思いますが、対応というか、それに対するクレームもあったかと思うんですが、やはり返礼品を、マンゴーということで望みなんですかね。たしか1万円の寄附と1万8,000円の寄附で、マンゴーということでやっていたと思うんですが、何か、またほかに村のほうの、ほかに物産関係がありますよね。そこら辺のPRというか、そこら辺もいかがですかということは対応の中でできないものですかね。
- 〇 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 売) お答えします。

こちらの対応といたしましては、まず先におわび申し上げさせていただいております。また、寄附者 全員にメールアドレスをいただいておりますので、メールアドレスのほうにこちらから対応方針を出さ せていただいております。対応方針というのは、まず1つ目は、寄附金ですので、寄附した行為に関し ては返金というのを考えておりません。対応もできないということで、おわびを申し上げながらですけ れども、しながら、また今年度においては、今年度分で、ほかの返礼品、例えばシークヮーサーである とか、そういったものに変換できませんかということを問いかけております。またもう一つは、マン ゴーですので、今年度はマンゴーのシーズンは終わっておりますので、来年度の収穫時期に合わせて、 この寄附者の皆さんに優先的に発送するということを約束しながら、どちらを選びますかということで 選択をお願いして、回答を待っているところになっております。

- 〇 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- **7番(宮城 貢)** 企業誘致について、村長のほうで学校跡地、喜如嘉小学校の件もありましたが、 今回令和3年度の大宜味村各課主要施策の中の企業誘致、この件以外にも企業誘致はありませんか。
- 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- O 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えします。

施政方針時もありましたが、喜如嘉小学校跡地の長寿と癒やしの森の整備計画地の公募をということで、今、喜如嘉小学校は9月のほうで開始させていただきました。長寿と癒やしの森の整備計画地のほうについても近いうちにできればということで、今計画、応募要項はもう少しででき上がりつつあるというところで、年度内の公募をかけるというところで準備しております。

- O 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- **7番(宮城 貢)** 喜如嘉小学校についての、何年か前に始めて、失敗事例ということでよろしいですか。この件についての総括みたいなことはやっておりますか。
- O 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- O 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えします。

やはり反省を踏まえて、いろいろ実施計画書、応募要項をつくる前の実施計画書の見直しからさせていただいて、応募事業者の応募資格なども、また応募様式のほうも改善させていただいて、今回の募集に至っているものです。

- O 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- **〇 7番(宮城 貢)** じゃあそうすると、今回の活用事業者公募の内容というのは前回の内容とは変わっているわけですか。変わっているというか、前回の総括の以降に、こういうことをやっていきたいということで公募しているということでよろしいんでしょうか。

村長のほうで、3月議会のほうでですか、第2次観光基本計画についてもあったんですが、せっかく サブタイトルの中であります、茶寿の里という言葉をどんどん使ってもらって、ちょっとひとつ、確認 したいんですが、今村内で108歳までいった方とか、108歳に近づいている方というのは把握できていま すか。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- 村長(宮城功光) 男性のほうでは、大正5年5月生まれの●●●さん、女性では塩屋出身の●
- ●●●さん、大正5年3月1日生まれなので、今のところ両人が大宜味村での長寿かと思っております。 105歳ですね。
- 議長(平良嗣男) 7番 宮城 貢議員。
- 7番(宮城 貢) ●●さんは百何歳で亡くなられたかな。いや、すごい今回、サブタイトルで茶寿の里、108歳、今まで長寿と言われていたのが大宜味村長寿でなくなったものですから、タイトル的にはそういうのがいいのかなと思っていますが、どんどん、この件で何か、また言葉としてどんどん出していってのPRのほうもまたお願いします。

以上で私の質問を終わります。

○ 議長(平良嗣男) 以上で7番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

# ◎散会の宣告

O 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時35分)

# 令和3年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号)令和3年9月14日

- 1. 開議、散会の日時
  - 開 議(令和3年9月14日 午前10時00分)
  - 散 会(令和3年9月14日 午前10時54分)
- 2. 出席議員(10名)
  - 1番議員 大城佐一 6番議員 大 城 邦 彦 2番議員 城 宮城 良 治 7番議員 宮 貢 3番議員 仲井間 宗 利 吉 浜 覚 8番議員 4番議員 友 寄 景善 9番議員 安 里 和 重 平 良 男 5番議員 大 山 美佐子 10番議員 嗣
- 3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮城 功光 教 育 長 米 須 邦 雄 村 長 島袋 幸俊 教 育 課 長 城 豊 副 宮 務 課 長 知 念 和 史 農業委員会事務局長 義徳 総 花田

財務課長 真喜志 亮 監査事務局長 大嶺 実

住民福祉課長 佐久川 紀 亮 選挙管理委員会書記長 知 念 和 史

産業振興課長 花 田 義 徳

建設環境課長 新城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長大嶺 実 主 任 前田 望

# 6. 議事日程(第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例)	質 疑付託省略
2	同 意 第 5 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	質疑付託省略
3	議 第 2 7 号	令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について	質疑委員会付託
4	議 案 第 2 8 号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について	質疑委員会付託
5	議 案 第 2 9 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	質疑委員会付託
6	議 第 3 0 号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	質疑付託省略
7	議 案 第 3 1 号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号)	質疑委員会付託
8	議 案 第 3 2 号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1 号)	質
9	議 案 第 3 3 号	令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)	質疑付託省略
10	認 定第 1 号	令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質疑委員会付託
11	認 定第 2 号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	質
12	認 定第 3 号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	質 疑 委員会付託
13	認 定第 4 号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	質
14	認 定 第 5 号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	質
15	認 定 第 6 号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質
16	報 告 第 1 2 号	世界自然遺産調査特別委員会報告について	報告

#### ◎開議の宣告

○ 議長(平良嗣男) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎承認第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて 採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第5号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を 省略します。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例)の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例)を採決します。

本件は、承認するすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第5号 専決処分の承認を求めることについて (大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例) は、承認することに決定しました。

#### ◎同意第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第2 同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて

採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第5号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を 省略します。

これから同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

#### ◎議案第27号の質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第3 議案第27号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、経済建設常任委員会に付託します。

#### ◎議案第28号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第4 議案第28号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰 余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第28号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

### ◎議案第29号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第29号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)を議 題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第29号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査 することに決定しました。

#### ◎議案第30号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第30号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第30号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略しま す

これから議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第30号は、可決されました。

## ◎議案第31号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(平良嗣男) 日程第7 議案第31号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第31号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査 することに決定しました。

# ◎議案第32号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第32号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第32号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査 することに決定しました。

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しま した。

#### ◎議案第33号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第33号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第33号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第33号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和3年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第33号は、可決されました。

#### ◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第10 認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

〇 1番(大城佐一) 認定第1号について質疑を行いたいと思います。

やはり不納欠損の件でございますが、これは去年、一昨年と毎回同じような質疑をしているのですが、特に今回については、去年の9月定例会で債権の放棄ということで、公営住宅、簡易水道、給食費で342万2,571円とブルーオーシャンズの716万4,369円の債権放棄を賛成多数で可決してもらったんですけれども、また今年も同じような不納欠損というのが出てきているわけです。村税も見ると、ほとんどが固定資産税のほうが多くあるわけですが、その辺の取組と。あと使用料についても不納欠損が出ているわけですが、これは去年の債権の放棄によるものでありますが、またまた債権放棄しても、今年度は収入未済額が同じように出てくるわけですね。その辺の取組をお願いしたいと思います。

あと20款の雑収入でもこれは給食費の不納欠損を滞納処分の債権の放棄を出しているわけですが、これについては今年度はこの給食費に関しては、現年度分に関しては不納欠損もなく、そして収入未済もないと。100%徴収したということなんですが、去年の決算を調べて見ると、去年も給食費におけるものに関しては収入未済がなかったというところでありますが、その辺はもう100%徴収ということで理

解しますが、こういった取組は、どういった取組があったのか、その辺をお答えお願いしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 財務課長。
- O 財務課長(真喜志 亮) 大城議員の御質疑にお答えします。

まず、取組として、村税については、議員御指摘のとおりほぼ固定資産税が占めております。固定資産税の未納の状況としまして、約7割ほどが死亡者だったり住登外、ここに住所がない方々に対しての未納が主でして、死亡者のものに関しては相続者を探さないとということがまず基礎となってきまして、現在、税係4名いますが、4名にその未納者全てを件数で割り振って、それを実態調査をかけております。相続者の調査であったり、給与の照会であったりをやっているんですけれども、やはりなかなか相続者がつかめないというのが現状でして、ここは粘り強くやっていくしかないと思っておりますけれども、この固定資産税については資産があるということで、執行停止もかけられないという現状があります。どうしても時効を迎えてしまって、不納欠損という形になっていってしまうんですけれども、やはりここは先ほど言うように実態調査を粘り強くかけて、まず相続者に対してアクションを起こしていくというのが必要だと思いますので、そこは粘り強く今後も続けていきたいと思っております。

その他使用料については、昨年9月に債権の放棄の手続を取らせていただきました。毎年行っている んですけれども、収納対策本部会議を開催しまして、各使用料の現状であったり、また当該年度の徴収 目標を定めて徴収に当たっていくということで、庁内一丸となって頑張っていくということで、そう いった本部会議を開催しております。昨年については債権の放棄の手続後に、一度、債権の管理条例の 制定に当たっての検討会議も行ったところでありますけれども、やはりこの条例の制定についてはまだ 検討の余地があるということで、今後もその辺は研究であったり、検討会議を開催しながら進めていき たいと思っております。

- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) では、総務課のほうの住宅使用料に関しましてお答えいたします。

先ほど財務課長からもございましたが、昨年、民法等のほうで時効等の厳格化により、平成13年から21年度までの未納分に関しまして不納欠損をさせていただきました。本年度につきましても未収入はあるものの、前年度95.5%から本年度98.2%と、現年度分も改善し、滞納繰越分も17.7%から20.7%と改善しております。しかしながら、まだ議員御指摘のように未収入はございます。その方々につきましては、分納誓約を取りまして過年度分を含めて、現年度分を未納しない上に、プラス過年度分を徴収していくということでの分納誓約を取っているところであります。また、村営住宅に関しましては所得制限等もあるものですから、低所得者が多いところから滞納等はございますが、そこら辺しっかりと未収入をゼロに近づけるように努力してまいりたいと思います。

- 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えします。

この決算書の22ページのほうにあります雑入の収入未済額42万2,515円、こちらのほうは活性化センターの1階食堂の滞納繰越分になっておりまして、以前ありましたふるさと食堂のほうの滞納になっております。こちらにつきましては、当時退去されるときに約束を行いまして、毎年分納していただいております。こちらのほうは光熱水費に係る滞納となっておりますが、もう一つ、施設使用料の部分が完納いたしまして、これからはまたこちらのほうに分納してもらうということの約束を取りながら、今後

も継続した徴収をしていきたいと思っております。以上です。

- 〇 議長(平良嗣男) 教育課長。
- O 教育課長(宮城 豊) お答えします。

学校給食費に関してですけれども、昨年168万370円の不納欠損、債権の放棄をさせていただきまして、 過年度分に関して2万3,200円という、少額ではあるんですけれども、これも回収できまして、今のと ころ未済額はゼロになっています。議員が先ほどおっしゃっていたとおり、職員に頑張っていただいて、 今のところ現年分に関しては滞納がないという状況で、これからもそういう収納に関して努力していき たいと思います。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) 今、各課長の説明がありましたが、去年の債権の放棄を見ると、ほとんどが時効消滅ということで、理由があるんですが、いろいろ取れない方、亡くなった方というふうに答弁はあったんですが、この取れない、亡くなる前にその辺の徴収方法はどうだったのか。いま一度、徴収率アップの委員会もあるわけですから、ちゃんとした機能を果たして徴収率アップに頑張ってもらいたいと思います。ほとんどが給食費とか水道料、住宅使用料とか、ほとんどはこれ自主財源なんですね。自主財源の中での債権の放棄をしているわけですから、これは令和2年度の監査のあれを見ると、自主財源の構成比率が40%あります。依存財源が約60%。自主財源が40%あるわけですから、その辺を、やはり自主財源をいかに上げることが村の財政としても余裕が生まれてくると思いますので、この1,200万円ぐらいですか、債権の放棄をしたというこの金額、もう大変な金額と思うんですが、もしもこの債権の放棄がなければ、これが回収されたら、どのぐらい村民に還元できたか。給食費の全額無料とかいろいろな方面に利用することができるわけです。その辺は、もう本当に、毎年同じことを言って大変言いづらいところもあるんですが、その辺は今言った給食費、住宅使用料、水道料というのは私法上の債権で、強制執行もできるわけです。こんな小さな村で強制執行ということはあまりやりたくないわけですが、こういった催告書、通知書にも今後支払いしなければこういったこともしますよということなんかを送付したことがあるのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。

あと以前に県の職員といろんな収納率アップのために合同でやった経緯もあったんですが、今もこれは続いているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 財務課長。
- 財務課長(真喜志 売) 私のほうからは県税との協力の件でお話させていただきます。

現在も県税事務所との協力は続いておりまして、県税の徴収吏員と一緒になって徴収をしていく、併任という制度を活用しながら県税と一緒に徴収に取り組んでいるという、現在も行っております。やはり我々職員は異動がありますので、県税の職員のノウハウを教えていただきながら、一緒にやって徴収業務に当たっております。

- O 議長(平良嗣男) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 皆さん本当に日々努力して、頑張っているということは承知しているんですけれども、やはりその辺は身をもって、自分の仕事として頑張ってもらわなければいけないところもあります。昨日、一般質問で職員の採用について、いろいろこの職務のこともやったんですが、やはりこの職務の範囲にちょっと何と言うか、オーバーワークであれば、その辺はまた皆さん、各課御協力をお願いして、横の連携も取りながら、収納率のアップに頑張ってもらいたいと思いますが、最後に村長、何

か一言ありましたらお願いしたいと思います。

- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- O 村長(宮城功光) 先ほど課長から説明がありましたように、村としては収納率アップ対策協議会を持ちまして、そこで、前年度よりは確実に収納率がアップするような目標を立てて、今、各担当のほうが行動しているところであります。
- 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。
- 8番(吉浜 覚) 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出について質疑を行います。

本認定は、令和2年度大宜味村一般会計決算審査意見によると、第2.審査の結果では、令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、審査に当たっては監査基準及び前期の審査主眼事項について審査し、関係帳票及び証票書類と合致しており、決算係数は正確であることを確認した。しかし、予算の執行、収入支出事務の処理については、後述のとおり改善を有する諸点が見受けられたので、速やかに是正し、適正な処理に努力されたい。結びで、歳出面では2款総務費、8款土木費において、令和元年12月3日に実施された会計実施検査により、2件の指摘を受けた。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律などの関係法令等に基づき、適正な予算を執行しなければならない。今回の事態が生じていることは誠に遺憾である。今後は指摘された件について再検証し、チェック体制を抜本的に行い、二度とこのような事案が発生しないよう万全を期されたいと明記している。しかし、決算審査意見書で今回の事態が生じていることは誠に遺憾であると指摘しているが、議会として決算審査承認を検討する資料を持ち合わせていないので、どのように審査したらいいのか戸惑っている。今回の事態が生じた事業の何が問題なのか。事業の全容が分かる資料を提供できないか答弁求めます。

- 議長(平良嗣男) 今の質疑の中で、適正に何ということでやってくれないと、執行部のほうも答 弁に困るんじゃないかと思っているので、今こちらにあなたの決算についての一般質問を見ているんだ けれども、何款の何々とかそういうこともちゃんとやったほうがいいんじゃないか。8番 吉浜 覚議 員。
- 8番(吉浜 覚) LEDの取替え工事と大川の工事の件です。それで私は、LEDの関係を中心に総務課あたりに聞いたら、手書きで閲覧してもらったんですけれども、会計検査院が指摘した件、実施結果の、検査の結果についてということで、これは村としては閲覧はできるけど、コピーは提供できないと。それで県に公開請求をしました。一部開示できるということで取ってきたら、こういうふうに真っ黒になっています、ずっとですね。それで国の会計検査院から県の企画部長に送られてきたのが、かがみ文書はいただいています。そして中身については黒塗り。そして回答文書については会計検査院についてかがみと、内容が分かるものについては黒塗り。なぜかというと、11月に国や会計検査院はホームページで公表するらしいです。その間は公表できないということでしたので、ただし、県が、私と意見が一致したのは事業主体は村ですよと。この会計検査院とのやり取りの文書についてはそうなっているけど、議会とかそういうふうな形で、やはり予算も出てきているし、全容が分からなければ本当に審査できるのかと。それで事業主体だから議会が求めたら、何が問題になっているのか。その辺は知ることができると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。以上です。
- 〇 議長(平良嗣男) 総務課長。
- O 総務課長(知念和史) お答えいたします。

先ほど吉浜議員が見せられた文書につきましては、県宛ての文書となっておりまして、昨日の一般質問でも申し上げたんですが、こちらのほうの開示のほうはできないということで返事のほうをいただいております。

- 〇 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。
- **8番(吉浜 覚)** 今、総務課長から説明があったように、国とのやり取りの文書は開示できないということは認識しています。ただし、村がどういうふうに捉えているか、行政と議会は両輪だということで、それで開示できないからこの資料を提供できないと。今、国とやり取りしている資料については開示できないということになっているけど、自分たちが掌握しているものについては、これを提示してくれということで私は言っております。それは理解できますか。
- 〇 議長(平良嗣男) 村長。
- O 村長(宮城功光) 吉浜覚議員の言っていることは、さっぱり分かりませんけれども、もしですね、 資料請求をするのであれば、議長を通して、ぜひやっていただきたい。明記して、資料なり提供を求め ていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
- 議長(平良嗣男) よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第1号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

## ◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第11 認定第2号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

## ◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第12 認定第3号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

# ◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第13 認定第4号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

#### ◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第14 認定第5号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

# ◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第15 認定第6号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 して審査することに決定しました。

O 議長(平良嗣男) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定 しました。

#### ◎報告第12号の上程、報告

○ 議長(平良嗣男) 日程第16 報告第12号 世界自然遺産調査特別委員会報告についてを議題とします。

報告を求めます。世界自然遺産調査特別委員会委員長。

大議第131号 令和3年9月14日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

世界自然遺産調査特別委員会 委員長 仲井間 宗 利

### 報告書

本委員会は、議員改選に伴い委員会を閉じる必要があるため、その結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

(仲井間宗利世界自然遺産調査特別委員会委員長 登壇)

O 世界自然遺産調査特別委員会委員長(仲井間宗利) ただいま議題となりました報告第12号について、報告いたします。

本委員会は、令和3年7月26日に世界自然遺産登録が決定されたので世界自然遺産調査特別委員会を 閉じる必要があるため、その結果を議会会議規則第77条の規定により報告する。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島において、世界自然遺産に登録に向けて、本村議会においても調査研究が必要である目的で、平成30年第10回定例会において、世界自然遺産調査特別委員会設置を行いました。

### 1、調査日時・場所

平成31年2月20日(水)午後1時~午後2時45分まで国頭村の国頭村民ふれあいセンターにおいて世界自然遺産に向けての進捗状況及び世界自然遺産に向けて今やらなければならないことについて研修会を受ける。

- 2、令和元年10月4日(金)小笠原村東京連絡事務所で世界自然遺産「小笠原諸島」についての研修 会を受ける。
- 3、令和3年9月3日(金)世界自然遺産調査特別委員会を開催し、報告書の内容について精査を 行った。

#### 4、総括

これまで世界自然遺産登録に向けて、世界自然遺産調査特別委員会を設置して活動してまいりましたが、残念なことに平成30年5月11日に国際自然保護連合IUCN評価報告において延期勧告されました。しかし、国連教育科学文化機関(ユネスコ)の諮問機関「国際自然保護連合(IUCN)は令和3年5月10日、日本政府が世界自然遺産に推薦した「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」について「登録が適当」と勧告した。

世界遺産の登録を審査する国連教育科学文化機関(ユネスコ)世界遺産委員会は、令和3年7月26日 に世界自然遺産登録を決定した。

これをもって本日、世界自然遺産調査特別委員会の役割は終了します。

最後に、登録に尽力された環境省及び沖縄県、地元の関係者には心から感謝を申し上げ、今後は世界に誇れるやんばるの森を保全し、ヤンバルクイナやノグチゲラなど貴重な希少種が生息して自然豊かな森を守ることが大きく求められます。また一方では北部の登録地は米軍の訓練場が隣接しており、米軍の廃棄物が今でも残っていることから、速やかに除去する必要がある。

今後においては、世界自然遺産の課題等が新たに生じた場合には改善に向けての意見書及び決議を関係機関へ送付していくことも大事である。行政、議会及び村民の皆様の協力が不可欠であり、豊かな森の保全と村の発展の為に共にこれからもしっかりと次世代へ繋いで行ける地域社会づくりに邁進して行きましょう。

以上で報告といたします。

O 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。 以上をもって、世界自然遺産調査特別委員会の調査を終了します。

〇 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午前10時48分)

O 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時53分)

### ◎諸般の報告

○ 議長(平良嗣男) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、 その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城良治議員、副委員長に仲井間宗利議員、決算審査特別委員会委員長に仲井間宗利議員、副委員長に大山美佐子議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。 これで諸般の報告を終わります。

### ◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時54分)

_	72	_

# 令和3年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和3年9月17日

1. 開議、閉会の日時

開 議(令和3年9月17日 午後2時00分)

閉 会(令和3年9月17日 午後3時37分)

2. 出席議員(10名)

1番議員 大城佐一 6番議員 大城邦彦 2番議員 宮城良治 7番議員 宮城 貢 3番議員 仲井間 宗 利 8番議員 吉 浜 覚 4番議員 友 寄 景 善 9番議員 安里重和 5番議員 大山 美佐子 平 良 嗣 男 10番議員

3. 欠席議員(0名)

なし

- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。 な し
- 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長大嶺 実 主 任前田 望

# 6. 議事日程(第4号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議 第27号	令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について	委員長報告 質疑~表決
2	議 案 第 2 9 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	委員長報告 質疑~表決
3	議 第 3 1 号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2 号)	委員長報告 質疑~表決
4	議 案 第 3 2 号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	委員長報告 質疑~表決
5	議 第 2 8 号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の 処分について	委員長報告 質疑~表決
6	認 定 第 1 号	令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑~表決
7	認 定第 2 号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	委員長報告 質疑~表決
8	認 定第 3 号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	委員長報告 質疑~表決
9	認 定 第 4 号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	委員長報告 質疑~表決
10	認 定 第 5 号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	委員長報告 質疑~表決
11	認 定 第 6 号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑~表決
12	意 見 案 第 3 号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を 求める意見書	提案説明 付託省略
13	意 見 案 第 4 号	核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実 現を求める意見書	提案説明 付託省略
14	意見案第5号	こども医療費無料制度を国の制度として創設を求める意見書	提案説明 付託省略
15	意 見 案 第 6 号	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の 調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対 応を求める意見書	提案説明付託省略
16	意 見 案 第 7 号	核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実 現を求める意見書	提案説明 付託省略

### ◎開議の宣告

○ 議長(平良嗣男) こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

(午後 2時00分)

### ◎議案第27号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第1 議案第27号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について を議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第133号 令和3年9月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会 委員長 宮 城 貢

# 委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号		件名	審査の結果
議案第27号	令和3年度	大川川護岸改修工事の請負契約について	可 決 全会一致

### (宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇)

O 経済建設常任委員会委員長(宮城 貢) ただいま議題となりました議案第27号について、経済建 設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び建設環境課長の出席を求め、9月14日 午後1時30分からの審査を2時間30分繰り上げて午前11時から行いました。

議案第27号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約について、説明いたします。

本件の目的は、大宜味村謝名城・喜如嘉地区の魅力ある村づくりとリンクさせた地域の活性化が図られる施設として、河川敷の空間の有効活用、治水安全度の向上や河川全体の自然環境再生を視野に、大川川とその周辺整備を実施するものであります。

1、契約の目的、令和3年度 大川川護岸改修工事、2、契約の方法、指名競争入札による契約、3、契約金額、金192,500,000円、4、契約の相手、大宜味村字喜如嘉580番地、有限会社新栄建設、代表取締役 山口善則。工事場所、大宜味村字喜如嘉地内。工事の概要は、土工、護岸工、パラペット工、根

固工、落差工、護床工、安全施設工、付帯工、排水工、雑工、磁気探査工、仮設工。

履行期限は、令和4年3月31日までとなっております。

議案第27号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

O 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第27号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号 令和3年度 大川川護岸改修工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第29号及び議案第31号~議案第32号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第2 議案第29号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)、日程第3 議案第31号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)及び日程第4 議案第32号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第134号 令和3年9月17日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

予算審査特別委員会 委員長 宮 城 良 治

### 委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
議案第29号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	原案可決 全会一致
議案第31号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第2号)	原案可決 全会一致
議案第32号	令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	原案可決 全会一致

(宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(宮城良治) ただいま議題となりました議案第29号及び議案第31号から議案第32号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、9月15日午前10時から 審査を行いました。

議案第29号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)の主な内容は、福祉拠点施設整備基本計画策定業務委託、村営宮城団地実施設計業務及び積立金、予備費による補正で、275,992千円の増額補正であります。

次に、議案第31号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容は、浄水場テレスコープ弁修繕及び水道施設台帳システム構築業務による補正で、19,148千円の増額補正であります。

次に、議案第32号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容は、 下水道施設台帳システム構築業務委託による補正で、3,159千円の増額補正であります。

議案第29号及び議案第31号から議案第32号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致を もって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

O 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第29号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第31号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第31号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第32号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 令和3年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。 本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

### ◎議案第28号、認定第1号~認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第28号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第6 認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第7 認定第2号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8 認定第3号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9 認定第4号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第5号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第11 認定第6号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第135号 令和3年9月17日

決算審査特別委員会 委員長 仲井間 宗 利

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第28号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰	可 決
	余金の処分について	全会一致
認定第1号	令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定につい	認定
	て	賛成多数
認定第2号	令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決	認定
	算認定について	全会一致
認定第3号	令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決	認定
	算認定について	全会一致
認定第4号	令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出	認定
	決算認定について	全会一致
認定第5号	令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出	認定
	決算認定について	全会一致
認定第6号	令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定につ	認定
	いて	全会一致

### (仲井間宗利決算審査特別委員会委員長 登壇)

O 決算審査特別委員会委員長(仲井間宗利) ただいま議題となりました議案第28号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月15日、16日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。また、質疑においては教育長及び村長出席のもと審査を行いました。

議案第28号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については質疑、討論はなく賛成多数を

もって認定すべきものと決定しました。

認定第2号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第6号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての5件については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして 報告を終わります。

○ 議長(平良嗣男) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第28号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者あり)

○ 議長(平良嗣男) まず、原案に反対者の発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の 立場で討論を行います。

本認定は、令和2年度大宜味村一般会計決算審査意見書によると、「第2.審査結果では、歳入歳出 決算額は、第1表のとおりで、審査に当たっては、監査基準及び前記の審査主眼事項について審査し、 関係諸帳票及び証憑書類と合致しており、決算係数は正確であることを確認した。しかし、予算の執行、 収入支出事務の処理については、後述のとおり改善を要する諸点が見受けられたので、速やかに是正し、 適正な処理に努力されたい。むすびで、歳出面では、2款総務費、8款土木費において令和元年12月3 日に実施された(会計検査院による)会計実施検査により、2件の指摘を受けた。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の関係法令等に基づき、適正な予算の執行をしなければならない。今回の事態が生じていることは誠に遺憾である。今後は指摘された件について再検証し、チェック体制を抜本的に行い、二度とこのような事案が発生しないよう万全を期されたい。」と指摘をしている。

決算審査意見書で今回の事態が生じていることは誠に遺憾であると指摘をしていることから、決算審査特別委員会でLED防犯灯取替工事の現場視察で防犯灯支柱の安全性の設置基準を無視した公共工事を設置基準どおりに手直しをしたことを村から説明を受けたが、村の公共工事の施工や管理監督体制に対し唖然とした。あってはならないことである。

議会での決算認定制度は、住民に対して、決算審査を行う議会を通じて、村財政の実態を知らせて、理解と納得を得るという意味で、財政民主化を徹底できる意義がある。さらに、議会は法令に基づく書類だけでなく、決算審査の意義を高めるため、必要な書類や資料の提出を要求すべきであり、一方、村長としても決算審査をとおして、これからの行財政のあり方を考えるため、資料や書類の提出に積極的に協力すべきものであるとしている。

しかし、議会として決算審査で今回の事態が生じた事業を把握する資料が殆ど無く、行政効果の客観的判断に基づいた審議することが不可能である。また、LED防犯灯取替工事の手抜き工事に対する村補正予算での対処や同一業者に対して法令違反の随意契約などの行政執行は、村民に対する背信行為であり許されるものではない。また、会計検査院や村監査員から指摘ある事業があるにもかかわらず、議会で今回の事態が生じた事業に対して確り審議することもなく、決算を認定することは議会自ら議会制度をないがしろにするものであり、決して認定すべきものではない。さらに、村民からも会計検査院による会計実施検査の公表を受けて、議会の持つ重要な職責を果たすべくLED防犯灯取替工事の真相究明が求められている。ついては、本認定に対して反対せざるを得ません。どうか、本認定に対して各議員の反対を求め討論とします。

- 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 大城佐一議員。(1番 大城佐一議員 登壇)
- 1番(大城佐一) 認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論を行います。

先ほどの反対者の討論を聞いていますと、ただ一つだけのことについての討論でありましたが、認定 については、総合的に判断して討論すべきではないかというふうに思っております。

認定第1号は収入済額44億5,017万8,845円、支出済額41億5,348万6,618円で、監査基準事項について審査した結果、決算計数も正確であると監査によって確認されている。しかしながら村税等に不納欠損処分(令和2年度9月定例会で決議された債権の放棄分)、又、一部事業に不手際があったことは残念ではあるが、関係法令により適正に処理されているが今後の税徴収や事業遂行には万全な対策を講じなければならない。本年度の税徴収率も98%と、恐らく県内でも高い水準であることは、職員一同の努力の結果だと思います。本年度の主要な施策の成果として、沖縄振興公共投資交付金事業の大川川の改修工事の1億8,400万2千円やコロナ禍の対策として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で40事業、総額1億4,614万8千円の事業があった。主なものとして、新型コロナウイルス感染拡大防止行動により低迷した村内経済の需要喚起を促進するために、地域振興券を配布した地域経済回復支援事業3,211万9,843円、また、村内の小学校、中学校、こども園に通う保護者の子育て支援のため給食

費の減免を行う、給食費補助事業に875万8千円や子どもたちの食の安全・安心の確保、及び健全な学校給食運営を実施するため、学校給食センターにおける新型コロナウイルス感染症対策を講じる学校給食センター機器等整備事業に2,128万5,600円と直接村民に係る事業が多大にあり、また健全化判断比率を見ても4つの指標はいずれも早期健全化基準以下であり、財政運営にも問題がなく反対に値するものではありません。よって議員各位の賛同とご理解を賜りまして賛成の討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に原案に反対者の発言を許します。9番 安里重和議員。

(9番 安里重和議員 登壇)

- 9番(安里重和) 認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の 立場で討論を行います。会計検査院に指摘を受けた、沖縄振興特別推進交付金で整備した、防犯灯に係 る施工についての文書の中で、施工業者は設計図書に基づくなどせず、円形基礎及び方形基礎を加工し、 不適合だと指摘している。また、大宜味村監査委員より歳出面で2款総務費、8款土木費において、補 助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき、適正な予算の執行をしなければならない。 今回の事態が生じていることは誠に遺憾である。と指摘を受けている。一般質問の中で、LED防犯灯 取替修繕工事を随意契約をしたとの答弁。地方自治法施行令第167条の2、地方自治法第234条第2項の 規定により市町村が請負契約が出来る金額は130万円を超えない額とある。この締結は、地方自治法違 反であると私は判断いたします。到底納得できる契約ではありません。令和3年6月定例議会での質問 について、業者側の施工不良の瑕疵が大きいとはっきり答弁しています。なぜ村民が負担しなければな らないのか、一生懸命、汗水流して働いて村に預けた税金を無駄使いするのか。まだまだ調査の途中で すが、特に2款総務費LED防犯灯取替工事の施工不良による支出に対して納得が行きません。決算不 認定となった場合、不認定に伴う法的拘束力はありませんが、何らか措置を講じたときは議会に報告し、 公表することが義務づけられています。私たち大宜味村は、人口わずか約3000名、村議会議員10名の小 さな村です。与党とか野党とか、ないものだと思っております。本認定に対して各議員の良識ある判断 を求め反対討論と致します。
- 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和2年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

〇 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和2年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第2号は、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第3号は、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和2年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第4号は、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和2年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第5号は、認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和2年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

### ◎意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第12 全員発議により提出されました意見案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。7番 宮城 貢議員。

(7番 宮城 貢議員 登壇)

○ 7番(宮城 貢) 意見案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城 頁 吉浜 覚 大城邦彦 大山美佐子 友寄景善 仲井間宗利 大城佐一 宮城良治 賛成者 安里重和

提案理由 地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠であるため。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的 影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額 の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額と する負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源 配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、 経済再生担当大臣

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって意見案第3号は、原案のとおり可決されました。

### ◎意見案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第13 吉浜 覚議員外2名により提出されました意見案第4号 核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

O 8番(吉浜 覚) 意見案第4号 核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現 を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉浜 覚 大山美佐子

賛成者 友寄景善

提案理由 日本は世界で唯一の戦争被爆国であり、非核三原則も堅持し、核兵器も保有していない。 それで、我が国は全世界の先頭に立ち非核化を推進していくことが求められている。このために、全世 界の人々と生きる権利と平和を希求する心を結集し、悲惨な出来事が二度と起こらないように核兵器禁 止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求めるため。

核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求める意見書

核兵器禁止条約は、2014年7月の国連会議で、国連加盟国の3分の2にあたる122カ国の賛成で採択され、2020年10月に批准50カ国を達成、そして本年1月22日発効へと至った。

1945年8月6日広島、8月9日長崎に投下された2発の原子爆弾は一瞬にして、数十万人の生命を奪い、町を破壊させた。その原爆投下から75年を経てようやく、被爆者の希望、念願である核兵器廃絶への歴史的一歩を大きく踏み出した。

この条約は、核兵器は非人道的兵器であり、国際人道法、国際人権法に反することから、核兵器の「開発、実験、製造、備蓄、委譲、使用、威嚇としての使用」を国際法で禁止した。また被爆者や核実験被害者への援助を差別なく適切に行うことも明記している。

日本は世界で唯一の戦争被爆国とある。非核三原則も堅持し、核兵器も保有していない。

政府は、米国などの核保有国と歩調を合わせることなく、被爆者に寄り添い、被爆国として核兵器廃絶への世界的主導者となるべきである。

1982年7月2日、生きる権利を真に自らのものとするため、永久に平和を希求するとともに核を拒否し、核廃絶推進のため努力するものとして「大宜味村非核宣言」を全会一致で決議している本村議会としても人類をそして地球をも破壊させかねない核兵器は廃絶させなければならない。政府が核兵器禁止条約への署名、批准することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3(2021)年9月17日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

O 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求める意見 書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

〇 議長(平良嗣男) 起立少数です。

したがって意見案第4号は、否決されました。

#### ◎意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第14 全員発議により提出されました意見案第5号 こども医療費無料制度を国の制度として創設を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

O 8番(吉浜 覚) 意見案第5号 こども医療費無料制度を国の制度として創設を求める意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。 令和3年9月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉浜 覚 大城佐一 大城邦彦 宮城良治 大山美佐子 仲井間宗利 友寄景善 宮城 貢 賛成者 安里重和

提案理由 子どもたちが必要な時に安心して医療機関を受診できることは、子どもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、自治体によるこども医療費助成制度は大きく広がった。現在、政府が自治体に対して行っているこども医療費無料化に対する一部国庫交付金の削減を全廃し、国の制度創設を求めるため。

こども医療費無料制度を国の制度として創設を求める意見書

#### 意見趣旨

必要な時に安心して医療機関を受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠です。自治体によるこども医療費助成制度は、この10年間で大きく広がりました。2019年12月1日時点で、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で91%、「入院」で96.8%に達しています。また、本村では「どの子も安心して受けられる医療で元気に子育てを」という願いが叶い、県内で先駆けて高校卒業まで医療機関での支払いが不要な「現物給付」を2018年12月から実施したことに対して、子育て世代家族に大変喜ばれています。さらに、沖縄県は2022年度から通院時に係る費用の助成対象を「中学校卒業まで」に拡充をする方針を発表しています。

2018年4月より、自治体が独自に行うこども医療費助成に対し、政府は、ペナルティー(国民健康保険国庫交付金の削減)の一部(就学前まで)を廃止しました。長年の世論と運動の成果ではありますが、まだ不十分です。

2018年度の沖縄県による小中学生調査でも、困窮世帯25.0%、経済的理由で受診できなかった率が小学校5年生で8.4%(大阪は2.5%)子どもの医療費助成制度を一日も早くさらに広げる必要があります。 私たちは、「どの子も安心して受けられる医療で元気に子育てを」という願いをもとに、子ども医療費無料制度を窓口での立て替え払いなしに広げるために、国によるペナルティー全廃、国の制度創設を求めるものです。

#### 意見項目

- 1、こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村の国民健康保険国庫交付金の削減(ペナルティー)は、すべて廃止すること。
  - 2、18歳まで国の医療費無料制度を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3(2021)年9月17日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決し

ます。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第5号 こども医療費無料制度を国の制度として創設を求める意見書を採決します。 原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって意見案第5号は、原案のとおり可決されました。

〇 議長(平良嗣男) 休憩します。

(午後 3時02分)

O 議長(平良嗣男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

### ◎意見案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第15 吉浜 覚議員外2名により提出されました意見案第6号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

〇 8番(吉浜 覚) 意見案第6号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」の即時禁止と臨時的対応を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 吉浜 覚 友寄景善

賛成者 大山美佐子

提案理由 沖縄は、全島が国境離島で、在日米軍基地や自衛隊基地も存在しているために土地規制法の影響を沖縄は真面に受けることになる。やんばるの森は国立公園の指定を受け、世界自然遺産の登録にも決定したので、世界的にも森の生物多様性が評価され守ることが求められている。やんばるの森には米軍北部訓練場の存在があり同法の規制を受けると、自然保護や人命捜査・救助活動の困難を極める

ことが予想されるので、住民や来訪者の生命・財産や基本的人権を守るために同法の即時禁止と臨時的 対応を求めるため。

> 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び 利用の規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書

2021年6月16日、自衛隊や米軍基地の周辺、国境離島などの土地利用を規制する「重要施設周辺及び 国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制に関する法律」(以下「本法」と略称する) が第204回国会で成立した。どのような施設周辺の住民が規制の対象となり、どのような行為が阻害行 為とされるのか、全てが曖昧な欠陥法である。本法第9条および第25条には、注視区域内における基地 等重要施設の施設機能や国境離島の国境離島機能を阻害した場合またそのおそれがある場合2年以下の 懲役若しくは200万円以下の罰金という罰則があるが、どのような行為に対してこの罰則が適用される のか、本法は具体的に明示していない。内閣総理大臣まかせである。これは憲法第31条が定める「罪刑 法定主義」に違反し認められない。

沖縄は全島が国境離島であり、国土面積の0.6%を占めるに過ぎないにもかかわらず、在日米軍基地の70.6%がある。また2013年12月の「25防衛大綱」による自衛隊の「南西シフト」により、琉球弧の島々ではいま次々と自衛隊基地が拡充整備されている。本法の影響を第一に被るのは、間違いなく沖縄であり、我々沖縄に暮らす者は本法の成立に異議を申し立てる正当な権利を有する。政府が、ことあるたびに「沖縄県民の負担を軽減する」と言い、また菅義偉首相は2020年10月26日の第203回国会で行った就任後初の所信表明演説において「引き続き、沖縄の皆さんの心に寄り添う」と発言している。政府は有言実行し改めて本法の制定について沖縄県民の意見を聞くべきである。

そもそも新たな法律を整備するにあたっては立法事実(法整備を必要とする事実・事情)を明示する必要があるが、第204回国会での本法に関する審議では、政府は、現行法ではどう対応できないのか、何が足りないのか、どのような問題や事情があるのでこれが必要なのか、全く回答できなかった。外国企業の土地取得で周辺住民が不安を抱いているとの政府答弁が繰り返されたが、政府自身が外国企業や外国人による基地機能を阻害するリスクが確認された事実はないと認められている。つまり立法事実はない。コロナ対策のため会期延長を求める声が国会の内外で強かったにもかかわらずそれを聞き入れずに閉会し、その直前に採決したのである。暴挙と呼ぶほかない。

本法が沖縄に及ぼす恐れがあるとして危惧されるものに土地・建物取引への影響がある。その影響は土地や建物の所有者にとどまらず、産業連関を通じて全県民の経済活動を直接・間接に制約する要因となる。沖縄は全島が国境離島に含まれ、注視区域となるおそれがない区域はほぼないと考えられる。その中でも米軍や自衛隊の司令部の周辺(例えば北谷町美浜地区)は特別注視区域に指定され、土地や建物の取引に国への報告が必要になり、沖縄経済の自由な発展を阻害する恐れが大である。自分が調査されるかも知れない、規制がかかるかもしれない土地や建物を、わざわざ買う人はいないからだ。市場で敬遠され、価格が下がることは必至である。その影響は県内外の沖縄への投資及び、雇用へ負の影響も避けられない。

また、やんばるの森は、2016年9月15日に政府がやんばる国立公園を指定すると、2021年7月26日には国連教育科学文化機関の世界自然遺産委員会は、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を世界的にも希少な亜熱帯の森に、数多くの固有種が生息する生物多様性を高く評価し、世界自然遺産に登録することを決定した。沖縄島北部の森の生態を守ることが求められおり、生物の乱獲、密猟、開発や

災害等と入山者の遭難や救助のための状況の調査の必要性があり、人命にも関わることである。しかし、 やんばるの森には米軍北部訓練場の存在があり同法の規制を受けると、世界自然遺産の登録を受けた沖 縄島北部地域の自然保護と人命捜査・救助活動の困難の極めることが予想される。

沖縄県民にとってさらなる懸念は、自身に関する様々な情報が知らないうちに国によって収集され、どのように利用されるかが分からず、不当な人物判定がなされる恐れがあることである。個人の思想信条の自由やプライバシーを侵害する治安立法の性格が強い法律である。本法第7条及び8条は、土地や建物の所有者や利用者その他の関係者を対象とする情報収集の権限を国に与えているが、国会答弁において政府は、政府が情報提供を命ずるだけでなく、住民の方から情報を寄せる窓口設置も検討していると述べている。国の情報収集に隣人が手を貸しているのかも知れないと互いに疑心暗鬼・相互不信の念を抱かせる恐れが大である。それは寛いだ「ユンタク」をためらわせ、「ユイマール」という言葉を代表させる沖縄の地域社会の横のつながりを維持し発展させていく上で大きな障害となる。戦中、軍によってスパイ監視の目的で住民が密告を強いられ、住民によるスパイ容疑者の制裁さえもたらした沖縄の悲劇を繰り返してはならない。

以上の理由により本議会は沖縄県民の生命・財産及び日本国憲法に保管される基本的人権を守る立場から下記の事項を速やかに実現するよう貴職に強く求める。

記

1、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律を即時廃止すること。

また臨時的対応として

- 2、全ての施行プロセスの情報公開と民意反映のためのパブコメを実施すること。
- 3、本法第7条による内閣総理大臣から地方自治体に対する個人情報提供の強要はしないこと。 以上の、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3(2021)年9月17日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、法務大臣、防衛大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第6号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第6号 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の 規制等に関する法律」の即時廃止と臨時的対応を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立少数)

〇 議長(平良嗣男) 起立少数です。

したがって意見案第6号は、否決されました。

### ◎意見案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(平良嗣男) 日程第16 宮城 貢議員外7名により提出されました意見案第7号 核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。7番 宮城 貢議員。

(7番 宮城 貢議員 登壇)

○ 7番(宮城 貢) 意見案第7号 核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現 を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年9月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 宮城 貢 大城佐一 大城邦彦 宮城良治 仲井間宗利 友寄景善 大山美佐子 賛成者 安里重和

提案理由 日本は世界で唯一の戦争被爆国であり、非核三原則も堅持し、核兵器も保有していない。 1982年7月2日に大宜味村議会は「大宜味村非核宣言に関する決議」を行っている。悲惨な出来事が二度と起こらないように核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求めるため。

核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求める意見書 世界的な規模で激化する核軍備競争によって、人類はかつてない核戦争の危機に直面している。

わたし達は、人類初の被爆国民として、また悲惨な戦争を体験した沖縄県民として、総ての戦争を否定し人類の生存を脅かす核の廃絶を世界の全核保有国に求める。

日本は世界で唯一の戦争被爆国であり、非核三原則も堅持し、核兵器を保有していない。大宜味村に住むわたし達は、何より先ず自らが住むこの地域の平和を求めるものである。これは、平和を希求する我が大宜味村民として当然の要求であり、人類の生存を確実にするために、わたし達に課された使命でもある。

本議会は生る権利を真に自らのものとするため、永久に平和を希求するとともに核を拒否し、核廃絶推進のために1982年7月2日に「大官味村非核宣言に関する決議」を行っている。

よって、核兵器は非人道的兵器であり、国際人道法、国際人権法に反することから、核兵器の「開発、 実験、製造、備蓄、委譲、使用、威嚇としての使用」を国際法で禁止していることから人類をそして地 球をも破滅させかねない核兵器は廃絶させなければならない。政府が核兵器禁止条約への署名、批准す ることを強く求めるものである。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月17日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、衆議院議長、参議院議長

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第7号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第7号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(平良嗣男) 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 大城佐一議員。

(1番 大城佐一議員 登壇)

O 1番(大城佐一) 意見案第7号 核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

本意見案は去った9月3日の全員協議会において、先ほど提出された意見案第4号は、提案者と確認の上で大宜味村議会議員の先輩方が1982年7月2日に「大宜味村非核宣言に関する決議」をしたことを尊重し、その決議書に基づいて大宜味村独自の意見書案を提案者で作成することで決定した。しかし残念ながら全員協議会の決定事項を欺き、議会を無視した自分勝手な意見書になっており賛成できるものではありませんでした。認定1号で、この意見案第4号の提案者は、執行部は議会無視と指摘をしておりましたが、全くこの提案者も同じ議会を無視したことをどう思うのか。よく自分でも考えて発言をしてもらいたい。政治思想、社会思想、また、いかなる組織・団体にも左右されることなく、一人の人間として真に心の底から核廃絶を願うことが純真な意見書の提出ではないか。世界中と本村が永久に核の無い平和を願うことは、誰もが望むことです。そこで私たちは1982年当時議会議員14名の大先輩の意を汲み、敬意を表し当時の決議書を基に大宜味村独自の核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求める意見案第7号を提出する運びとなりました。意見案第4号についても私たちは全会一致で可決される方向で検討してきたが、全会一致を見ることができず、大変残念であります。ぜひ、意見案第7号を提出する運びとなることに議員各位の賛同をお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○ 議長(平良嗣男) 次に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

O 議長(平良嗣男) ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(平良嗣男) これで討論を終わります。

これから意見案第7号 核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器のない平和社会の実現を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

〇 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって意見案第7号は、原案のとおり可決されました。

O 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

### ◎閉会の宣告

O 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第6回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 3時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員